

# 令和4年第1回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和4年3月8日（火曜日）

---

## ○議事日程

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（25名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	田 中 健 次 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 祐 太 郎 君
5 番	松 村 学 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	森 重 豊 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	牛 見 航 君	10 番	梅 本 洋 平 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	村 木 正 弘 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	和 田 敏 明 君
15 番	宇 多 村 史 朗 君	16 番	藤 村 こ ず え 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	橋 本 龍 太 郎 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	安 村 政 治 君	22 番	田 中 敏 靖 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	清 水 力 志 君
25 番	上 田 和 夫 君		

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森重	豊	君
教	育	長	江山	稔	代	表	監	査	委	員
未	吉	正	幸	君	総	務	部	長	熊	野
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内
政	昭	君	総	合	政	策	部	長	石	丸
人	事	課	長	松	村	訓	規	君	生	活
地	域	交	流	部	長	能	野	英	人	君
入	江	裕	司	君	産	業	振	興	部	長
白	井	智	浩	君	入	札	検	査	室	長
山	根	淳	子	君	会	計	管	理	者	寺
畑	俊	孝	君	農	業	委	員	会	事	務
局	長	田	中	洋	子	君	選	挙	管	理
委	員	事	務	局	長	森	田	俊	治	君
消	防	長	米	本	静	雄	教	育	部	長
杉	江	純	一	君						

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 藤井一郎君 議会事務局次長 廣中敬子君

---

午前10時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。1番、河村議員、2番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問へ入ります。最初は、12番、村木議員。

〔12番 村木 正弘君 登壇〕

○12番（村木 正弘君） おはようございます。「公明党」の村木正弘でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

特殊詐欺被害防止対策についてお伺いたします。

今年1月2日、3日に行われた箱根駅伝のテレビ中継の中で、各大学のランナーの走りも感動的だったのですが、選手の前を走る、先導する白バイの風よけの部分に、「その電話詐欺かも」と大きいシールが貼ってあったのが何度も画面に映し出され目を引きました。

詐欺の手法は年々巧妙化し、複雑化し、金額も高額化し、人命に関わる事件も発生するなど、後を絶たない特殊詐欺への注意喚起のためのPRの一つだったと思われました。

山口県内の去年1年の特殊詐欺発生件数は108件、被害額は2億7,031万6,000円と大きな被害が出ていることに本当に驚きます。去年よりも多くなっていると伺っています。

去年の7月、防府市の事例ですが、防府市内に居住の60代男性がNTTファイナンスをかたる料金未納のメールが届き、記載された番号に電話、相手からサイト料金が未納だと言われたほか、日本セキュリティー協会や神奈川県警をかたるものから電話がかかり、ウイルス被害の弁済、サイバー保険の加入、示談金名目として次々と現金をだまし取られ、2か月間で3,755万円を複数の口座に振り込まされ、だまし取られる被害に遭われています。

また、最近では、還付金詐欺と言われる特殊詐欺にだまされる高齢者の被害が急増しており、一層の警戒が必要とされています。

自治体職員などを名のる人物が、医療費を還付するといった内容の電話をかけ、言葉巧みにATMに誘導し、指定した口座にお金を振り込ませる手法です。警察庁によると、2021年の還付金詐欺による被害は4,000件を超え、2020年の倍以上になっています。コロナ禍で医療費に関する関心が高まっていることに目を付けた悪質な犯行と言えるのではないのでしょうか。

感染防止のため、対面を嫌う相手が多い中、電話だけで送金できる点も増えていることが一因と見られています。コロナ禍で在宅時間が長くなり、相談できる友人らとの接触機会が減っていることが背景にあるとされています。このほか、様々な詐欺の手法があると伺っています。

大切な市民の命と財産を特殊詐欺から守っていかなくてはなりません。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目です。本市における最近の特殊詐欺の手法、被害金額、被害件数をお伺いいたします。

2点目です。本市と関係機関、特に警察とはどのような連携をされているのか。また、市民の皆さんへの周知、詐欺被害防止の啓発の取組についてお伺いいたします。

3点目です。自動通話録音装置という機械があります。これは、使われている電話機に接続するだけで呼び出し音が鳴る前に、「会話内容を録音されます」とメッセージが流れる仕組みのものや、受話器に貼り付けるだけで、受話器を上げると「通話内容を録音します」と警告メッセージが流れる仕組みのものですが、このような装置は県内でも宇部市、

山口市、萩市、下松市、岩国市、柳井市、山陽小野田市、和木町、阿武町、9つの市町で有料で期限付で貸出しをされています。本市でも貸出しの検討をされてはいかがでしょうか。

この質問については、「公明党」の先輩議員が平成27年度から3回取り上げられています。

この機械を使われた方へのアンケートによると、不審電話の回数が大幅に減少、約96%の方が安心感につながったと回答をされております。

また、この自動通話録音装置ですが、年々機能が向上し、最新機器ではAIを活用し、高齢者の特殊詐欺被害を防ごうと警察署がNTTと連携し、去年の8月から試験導入した機械があります。この機械は、電話のたびに通話は記録され、録音データはインターネットを通じて転送され、相手の電話が特殊詐欺かどうかをAIが通話の内容を解析し、特殊詐欺と思われる会話を検知した場合は、「犯罪のおそれがあるため確認してください」という注意喚起のメールが事前に登録した親族や、あるいは自治体へ自動的に送信される仕組みです。

この装置が設置されている高齢者宅に特殊詐欺と思われる電話がかかり、特殊詐欺のおそれがあるとAIが判断し、約3分後に区役所にメールが届き、高齢者本人に確認をしたところ警察に通報されました。受け子も逮捕され被害を受けずに済んだという埼玉県での事例があります。

本市でも、市民の財産を守るため、安全・安心のため、無料貸出しまたは購入助成をされてはいかがでしょうか。

以上3点をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 12番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の特殊詐欺防止対策についての御質問のうち、私からは、基本的な考え方について御答弁させていただきます。

私は、誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の構築のためには、防犯対策は大変重要であると考えております。

そのため、第5次総合計画では、暮らしの安全確保を掲げており、市民が犯罪に巻き込まれることがないように取り組まなければならないと認識しております。

さて、議員御質問の特殊詐欺防止対策についてです。

本市におきましては、これまで防府警察署と緊密な連携の下、防府市消費生活センターを中心に詐欺被害の防止のための啓発や高齢者の被害防止を目的に、地域包括支援セン

ター等と連携を図ってまいりました。

その効果もあり、不審電話に関する相談が警察に寄せられるとともに、金融機関やコンビニ等では行員の方などの機転により被害を未然に防ぐことができたといった事例も報告されております。

一方で、議員御案内のとおり、昨年11月には防府市内において60歳代の男性が架空請求で約3,500万円をだまし取られた事件や、先月にも30歳代の女性が、電子マネー28万円分をだまし取られる事件が発生しているところでございます。

こうした中、本市では、今年の1月から新たに防府警察署をはじめ、防府市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会及び市の関係課などで構成する防府市消費者被害防止ネットワーク連絡協議会を設置し、情報の共有や連携の強化に努めているところでございます。

詐欺行為は犯罪であり、市民の財産を違法に奪う行為は決して許すわけにはまいりません。

本市といたしましては、SDGsの精神である誰一人取り残さない社会の実現のため、市を挙げて詐欺被害の防止に取り組んでまいり所存でございます。

なお、各質問につきましては各担当部長のほうより御答弁させていただきます。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（入江 裕司君） 私からは、1点目の市内における最近の特殊詐欺の手法や被害金額、被害件数等の状況についての御質問にお答えいたします。

本市における特殊詐欺の被害件数及び金額について防府警察署に確認しましたところ、令和2年では、刑法犯が322件となっており、そのうち特殊詐欺関連では、還付金詐欺が4件、被害金額は約1,391万円、オレオレ詐欺が1件で被害金額は約150万円、合計5件で被害総額は約1,541万円となっています。なお、そのほかに不審電話が27件確認されています。

令和3年は、刑法犯は令和2年と同じ322件となっておりますが、そのうち特殊詐欺関連では、架空請求詐欺が3件で被害金額は約4,600万円、還付金詐欺が4件で被害金額は約246万円、合計7件で被害総額は大幅に増え4,846万円となっています。また、不審電話につきましては31件確認されております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 村木議員の2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の特殊詐欺に関する各関係機関との連携や市民の皆様への周知、詐欺被害防止対策等についてです。

本市では、これまでも高齢者を対象とした悪質商法や特殊詐欺などに関する出前講座のほか、防府警察署と連携し、市メールサービスや市広報、市ホームページ、FMわっしょい等で注意喚起や啓発活動を行っているところでございます。

昨年末にはイオン防府店にて開催されました山口県、山口県警、山口県電器商業組合3者共同による悪質電話勧誘等被害防止キャンペーンにおきまして、通話録音装置のデモンストレーションや啓発チラシの配布等、関係機関と連携した啓発活動を行ったところでございます。

今年度、新たに認知症や精神疾患等で判断力や理解力が不十分な高齢者など、消費生活上、特に配慮を要する消費者の被害を防止するため、防府市消費者被害防止ネットワーク連絡協議会を設置いたしました。

この協議会も活用し、特殊詐欺に関する情報について、警察と一体となって関係機関との共有を図り、被害防止の強化に努めてまいります。

次に、3点目の詐欺撃退のための自動通話録音装置等の貸出しまたは購入費の助成についてです。

自動通話録音装置は、特殊詐欺被害を未然に防止するため、着信時に発信者側に警告メッセージを流し、通話中の音声を自動で録音するものでありまして、現在、この装置の貸出しを行っております県内他市町の動向やその効果について調査いたしましたところ、ほとんどの市町は平成27年度に制度を創設していらっしゃいます。当時は需要がありましたこの装置ですが、その後、固定電話加入契約者数の減少や固定電話機に録音や警告メッセージを流す機能が装備されました機種が増えたこともございまして、利用希望者数が数件にとどまっている市町が多い状況です。また、電話回線や電話機により対応できないこともあるなど、貸出し件数が伸びない事由は様々でございます。

このことから、年々巧妙化する特殊詐欺の被害を考慮しますと、自動通話録音装置の貸出し制度等をつくるよりも、家族の絆や市民一人ひとりの心がけが重要であると考えます。そのためには、市民の皆様幅広く特殊詐欺について知っていただくことが第一と考えておりまして、詐欺にだまされないよう粘り強く啓発を行うことに尽きると考えております。

このため、市といたしましては引き続き防府警察署などの関係機関と連携し、市広報や市ホームページ、FMわっしょいなどを通じ、特殊詐欺に関する特徴的な事例や注意喚起などの情報提供を積極的に行うとともに、消費生活に関する出前講座などの機会や防府市

消費者被害防止ネットワーク連絡協議会も活用し、特殊詐欺被害の防止に向けた啓発に努めてまいります。

○議長（上田 和夫君） 12番、村木議員。

○12番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

1点目の本市の被害状況、被害金額についての御答弁をいただきましたが、発生件数が令和2年は5件、令和3年は7件、被害金額が令和2年は1,541万円、令和3年は4,846万円と、本当に多いと思います。

2点目の防止対策等についてですが、先ほど市長の答弁にもありましたが、最近では若い方、30代女性が電子マネーをだまし取られるという事件について、電子マネーカードを購入させて支払わせようとする詐欺ですが、高額で購入だと店員さんから怪しまれると考えるのか、少額の電子マネーを数店舗から数枚購入させ、分かりにくくしていると。また、若年層だとさらに分かりづらいと知り合いのコンビニ店長さんが言われていました。

若い方へはSNSなどを使って注意喚起されたらよろしいと思います。若い方への周知、啓発もしっかりとお願いしたいと思います。

3点目の質問の自動通話録音装置についてですが、本市でも調査されていたということで、家にかかってくる詐欺の電話にはこういう機械がありますというPRだけでも、市民の皆様が、詐欺には気をつけなければいけないと認知していただくきっかけになると思いますので周知をしっかりとお願いいたします。

それと、先ほど言われた防府市消費者なんとか協議会ですね、すみません、ちょっと長くて書き取れませんでしたけども、初めて聞きました。今年度から設置されたということで、被害に遭われている方は相手からもせかされ、誰にも相談できずに振り込んでしまうということだそうです。各機関との連携の強化は重要だと思いますので、この協議会も活用し、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

行政として、これまで様々な対策に取り組んできたと思います。しかし、詐欺被害がこんなに多いです。市民の財産を守る上でも、これまでの取組をもっと見直し、いろんな策を講じ、被害を防いでいく必要があると思いますので、積極的に考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 以上で、12番、村木議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、2番、田中健次議員。

〔2番 田中 健次君 登壇〕

○2番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中です。

一般質問、始めさせていただきたいと思います。

今回は、当初2問の予定でありましたけれども、1問、市長の施政方針に合わせて追加させていただきました。

質問の第1は、第2宇宙作戦隊の配備による防府北基地の機能強化についてであります。

昨年12月議会で第2宇宙作戦隊について質問をいたしました。その際の御答弁はいささかはっきりしないものと私には思われます。そこで、少し角度を変えて再度質問させていただきます。

それでは、具体的な質問に入りたいと思いますが、1点目の質問は、防衛省の新年度予算との関係であります。

国の新年度予算案は、2月22日に衆議院で可決され、憲法の規定により今年度内の成立が明確となりました。防衛省ホームページに掲載されている新年度予算案の概要では、宇宙・サイバー・電磁波等の領域における能力の獲得・強化の項目が示され、宇宙関連経費として790億円が計上されています。

この予算案の概要を見ると、新規事業では宇宙状況監視レーザー測距装置の取得などが明示され、また、第2宇宙作戦隊を新たに編成することも記載されています。

こうした予算関係について、市執行部は防衛省からどのような説明を受けているのか、この点について伺います。

2点目の質問は、住民説明会の開催についてであります。

宇宙監視レーダー施設が建設される山陽小野田市、あるいはイージス・アショア配備計画があった萩市や阿武町では住民説明会が開催されてきました。第2宇宙作戦隊の内容についてはまだまだ不明な点が多く、防府市でも、防衛省に住民説明会の開催を求めるべきではないかと思えます。

市民の不安を拭い去るためにも、こうした説明会の開催は必要ではないかと思えますが、どのようにお考えでしょうか。御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の第2宇宙作戦隊の配備による防府北基地の機能強化についての御質問にお答えいたします。

私から、1点目について御答弁させていただきます。

防衛省から、防府北基地に関する令和4年度予算についてどのような説明を受けているのかとの御質問でございます。



12月下旬の国の令和4年度当初予算案閣議決定後、中四国防衛局から防府北基地に関する主要事業についての情報提供がございました。

事業内容につきましては、昨年の12月議会の一般質問でお答えしておりますとおり、我が国の人工衛星に対する電波妨害状況を把握するための電磁妨害状況把握装置の運用体制を構築するため、第2宇宙作戦隊を20名程度で防府北基地へ編成するものでございます。

御質問の第2宇宙作戦隊に係る令和4年度当初予算案につきましては、庁舎建設に必要な経費として、調査・設計等で約2億円が計上されていると御説明を受けております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 私からは、2点目の住民説明会についての御質問にお答えいたします。

防府北基地に配備されますリファレンスアンテナから発信される電波は、民間で送信している電波と同レベルのものであり、人体を含む周囲への影響がないものと聞いております。このことに関しましては、12月市議会において田中健次議員から御指摘もいただき、本市のホームページに掲載し、市民の皆様へも周知を図っているところでございます。

こうしたことから、前回の一般質問の答弁と同様になりますが、本市といたしましては、防衛省に住民説明会の開催を求めることは考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございました。

庁舎建設の設計だとか、そういうような形で2億円ということの費用がというふうなことを聞いて少し驚きました。と申し上げるのは、先ほど令和4年度予算で790億円というふうに申し上げましたけれども、概算要求のときには840億円であったわけですが、その前の8月のですね。概算要求を財務省がいろいろ削って790億円になったわけですが、昨年11月の、例えば山口新聞では、庁舎などの建設費7,000万円を盛り込んでいると。第2宇宙作戦隊についてはですね。むしろ7,000万円が2億円に増えているわけで、7,000万円が少し減っているのかなと思いましたが、そういうことでいけば、この宇宙作戦隊というものにかなり国が力を注いでいるというようなことが伺えるような気がいたします。

そういったことから、今後、まだこれは具体的なそういう施設が出来上がるという段階ではありませんが、今後、事態の流れをきちっと見ていただかないと、知らない間にえっ

と思うようなことがあってはいけないのではないかと思います。

それで、住民説明会については、人体を含む周囲への影響がないというふうに聞いておりますということですが、山陽小野田市の説明会でもそういう説明でした。通常の総務省の電波の基準に基づいてやるので大丈夫ですと。しかし、あそこは大きな6基のアンテナが設置をされるということで、もう工事が始まってグーグルマップで見れば航空写真が、グーグルマップではっきり見えるような形になっておりますが、そういう大きな工事があるのですけれども、防府でも2億円という形になるとそれなりの工事になってくるのではないかと思います。

ぜひ、この辺は、本当にそれが安全だということで、防衛省が言われることを、はい、分かりましたと聞くだけでいいのか。原発神話というものがそういう形で、安全です、安全ですという形であったわけですから、やはりそれなりの説明を防衛省の担当の方にしていただかないと困ると思うんですが、そういった意味で、その辺について、説明会についても一度お考えを伺いたいと思いますが変わらないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 説明会についての御質問にお答えいたします。

同様の回答になるかもしれませんが、電波の程度につきましては民間の衛星通信で送信している電波と同じレベルのものと聞いております。

総務省の定めのある国内の法令を遵守し、許可を受けた上で運用され、人体を含む周囲への影響がないものと聞いておりますので考え方は変わりません。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 山陽小野田市でありました住民説明会、先の12月議会でも私参加をしたということを申し上げましたけれども、防府北基地に関係があるところについて、市民以外の方からの質疑応答も受けるということで、最初に市民の方の質疑応答があって、その後、皆さん1問ぐらいしか質問を許されなかったわけですけれども、その中で私は、この電磁妨害状況把握装置は今後どのようなスケジュールで整備されるのかということをお聞きしました。残念ながら回答の中でスケジュールというものは示していただけませんでしたけれども。

世界では、キラ衛星が開発されている事実があり、その中、我が国の通信衛星に機能障害を生じるような可能性への対応、体制を整えるため、電磁妨害状況把握装置を整備すると。性能については答えることはできないが、防府北基地に設置し人工衛星に対する電磁妨害状況を確認したいと考えていると。

これ実は、昨日、私初めて気がついたんですが、山陽小野田市のホームページにそういった説明会の会議録というような、要約の会議録ですが、こういうことが出ております。私の質疑がここにも出ておるといふふうに改めてびっくりもしましたが。

それで問題なのは、性能については答えることはできないという形で、要するに電波をたくさん出すという、強力に出すというような形であれば周辺への影響というものが出てくるわけけれども、肝心の性能について、要するに総務省の基準内のようなそういうものであれば、そんな性能を言っても構わないようなものだと思うんですが、それを言わない。そういうことがかえって不信感を招くわけです。そういった意味でぜひこれについて、やはり問題があるということをお願いしておきたいと思います。

それから、スケジュールですね。今後どういう形で整備されていくのかその辺のスケジュールについて聞いていることがあれば教えてください。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

庁舎建設などの今後のスケジュールにつきましては、令和4年度に庁舎の設計を行い、令和5年度以降に建設工事に着手するとのことでございます。

また、可動式の電波受信用のアンテナやリファレンスアンテナにつきましては、令和5年度の運用開始を予定されており、それまでに防府北基地に配備されると聞いております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 分かりました。

可動式のというのは、防衛省の予算の概要に示されておりますSSAレーザー測距装置の取得という分だと思っておりますが、車で移動するような形で、それにアンテナのそういう装置がついているということで、これが190億円なんでちょっとびっくりなんですが、これ1台の話なのか、それに関連するものなのかよく分かりませんが、そういうものが整備されるということになればそれなりの施設になるんじゃないかと思っておりますので、また、今後の動きを、さらに私としては注意をしてみたいというふうに思います。

それでは、時間もありますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

質問の第2は小・中学校でのタブレット端末の利用についてであります。

ICT教育推進事業として令和2年度中にタブレット端末を児童・生徒に1人1台配置し、令和3年度からICT教育が本格実施されていると聞いています。

しかし、国のGIGAスクール構想によるタブレット端末の配備は短期間で実施された

こともあり、タブレット端末の利用に当たって様々な課題もあるのではないかと考えられます。

そこで、具体的な質問に入りますが、1点目の質問は、小・中学校でのタブレット端末の利用状況はどうなっているかについてお伺いします。

2点目の質問は、タブレット端末の附属品としてタッチペンを配備すべきではないかという点であります。

市内のある小学校のPTA会報を目にすることがありましたが、その小学校では、学校側の要望に応じてPTAでタブレット用のタッチペンを購入し、児童全員に寄贈したという記事がありました。

以前に、私の所属する教育民生委員会で、タブレットで漢字の書き順が学習できることをお聞きした際に、タッチペンではなく指で字を書くということをお聞きし、タッチペンを併せて配布すべきと意見を申し上げたことがありました。学校サイドからの要望によりPTAが購入し、児童に配布したという事例もあります。文字や図を書くためにタッチペンをタブレット端末の附属品として教育委員会が配備すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

3点目の質問は、キーボードの利用についてであります。

防府市はiPadを採用しましたが、宇部、美祢、山口、長門、山陽小野田の5市は、本体にキーボードがあるdynabookまたはChromebookを採用しておりません。高校、大学等ではキーボードを利用したローマ字入力を中心となり、中学生や小学校高学年になればローマ字入力を中心とすべきではないかと思っております。

文科省の補助基準では、タブレット端末と接続するキーボードの配備が必要とされています。しかし、iPadでは、スマートフォンや一般的なテンキーによる仮名入力となりがちで、キーボードでのローマ字入力の使用がおろそかになると考えられます。こうした点についてどのように指導していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 田中健次議員の小・中学校でのタブレット端末の利用についてお答えします。

小・中学校では、学習意欲、コミュニケーション能力及び情報活用能力の向上を目指してタブレット端末の有効活用を努めております。

それでは、1点目の小・中学校でのタブレット端末の利用状況についてお答えします。

昨年2月に他市に先駆けて全児童・生徒用のタブレット端末を配備し、1年が経過しま

した。

市内全ての学校でインターネット検索やカメラ撮影、授業支援アプリによる意見の共有を行うなど、授業で積極的にタブレット端末を活用しております。また、他市と異なりWi-Fi環境がなくてもつながるLTE型タブレット端末を配備したことにより、学級閉鎖及び臨時休業における自宅待機時に学校と家庭をつないでオンライン学習を行うなど、タブレット端末の効果的な利用が進んでおります。

次に、2点目のタッチペンの配備についてお答えします。

現在、保護者等の負担によりタッチペンを購入し、学習活動の中で文字や図を書くために活用している学校もございます。また、学校では、指での入力、キーボードでのローマ字入力も進んでおります。

今後、タッチペンについては学校と連携しながら導入について検討してまいります。

次に、3点目のキーボードを利用したローマ字入力についてお答えします。

文部科学省から示されている現行の学習指導要領には、情報活用能力を育成するため小学校3年生からローマ字による正しい指使いでの文字入力の指導を行うものとする明記されております。

防府市では、小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒にキーボードを配備し、タブレット端末につないでローマ字入力によるタイピング練習を行っており、児童・生徒も文字入力に慣れてきております。

教育委員会といたしましては、今後もICT環境の整備と学習活動の充実に努めながら、本市の目指す、つながる・広がる・深まる「防府スタイル」の学びを確立してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 防府市ではLTEという形で、家庭でもできるという形であったり、あるいは、過日、新聞の記事にもなりましたけれども、遠隔であるような、そういうこともできるという形で、1年目とすればいろいろと先進的に進められておるんだと思います。

ただ、タブレット端末を利用し始めてそれなりの課題というか問題点も——これは、一番最初の導入のときには様々な問題が何でも起きるわけですが、そういう課題としてはどんなことがあるというふうなまで考えておられるのか、ちょっとその辺についてお伺いできなかつたと思うのでお答えいただければと思います。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） タブレット端末を利用し始めてからの課題についてお答えし

ます。

当初、児童・生徒及び教職員もタブレット端末の操作に戸惑いもありましたが、今では様々な場面で活用することができております。

現在、タブレット端末利用時における課題は、ノートに書く学習とタブレット端末に入力する学習を使い分けるなど、タブレット端末の活用方法にあると考えております。

教育委員会といたしましては、チームDASHによるICT機器を効果的に活用した研究を進めるとともに、各種研修会において先進的な実践事例を紹介し、教員の指導力のさらなる向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 今の御答弁、なるほどと、うなずきながらの思いで聞きました。ノートに書く場合とタブレット端末で入力する場合。実は我々議員もこの3月議会からタブレット端末を、議案をデータと、それから紙と両方頂いとるんですが、執行部の方からの説明だとか議員のやり取りの中で、そういうものを記憶するのにタブレット端末に書く場合、あるいはメモ帳のようなものがありますが、それに書く場合と、どういうふうに使分けたいのかなというふうに、私も今、試行錯誤しておりますので、やはり学校でもそういうことがあるなと思いましたが。

それともう一つ、タッチペンについては導入を検討するというような前向きな御答弁をいただきましたが、私が知っておるのは、市内全校調べているわけではないんですが、市内の小・中学校の状況を、タッチペンなどについては多分PTA、学校の独自の予算というものはないでしょうからそういう形だろうと思うんですが、その辺の状況はどうなってるんでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

小学校のほうのデータがございますので御紹介いたします。

現在、17校中、タッチペンを使用しているという回答があった学校が11校ございます。その中で6校は個人、保護者のほうでの購入。それからPTAの購入が1校、それから学校として購入している学校が3校、それから寄附による学校が1校ございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 分かりました。

様々な形で17校中11校ということであれば、中学校についてはやはりもっと、そう

いったタッチペンということが必要になってくるんじゃないかという気もいたしますので、ぜひこの辺、取り組んでいただければと思います。

それから、これは要望になりますが、山口県の教育委員会が作っております「やまぐちスマートスクール構想の推進」というパンフレットがありますが、これを見ますと県立の中学校は高森みどり中学校と、これは正式には中学校とは言えないんでしょうが下関中等教育学校前期、これが中学校に当たる部分ですが、そこではd y n a b o o k K 5 0 / F Pというのを使っておられるようですし、それから高等学校と下関の中等教育学校の後期、これはいわゆる高校部分になるんだと思うんですが、そこはS u r f a c eのG o 2というのを使っております。

いずれもこれは、いわゆるノートブック型のものです。そうなりますと市内の中学生が今度高校に進学した場合には、今のタブレットからそういったノート型のパソコンと言いますか、そういったものになるわけですが、もう既に、先ほど言いました5市についてはそれを導入していると。そうすると、隣の山口市と防府市と同じ県立高校にもし行った場合には、キーボードへの操作の慣れだとかそういったことも出てくるような気がして、そこに変な形の高1ギャップができて困るなど思ったりするんですが。

そういう意味で、タブレットも4年、5年すれば更新の時期というような形になると思います。私、個人で今2台目のタブレット使っておりますが、1台目の分はちょっと部品の調子がおかしいと思ってお店に行ったら、もう部品がありませんので修理できませんという残念な返事でありましたけども、そういった形のものがこういった情報機器については更新が早いので、ということがあると思います。

今後は、中学校ではノートパソコン型というものも他市の事例も参考に検討していただければというふうに要望しておきます。

それからもう1点、これはかなり教育学というのか、そういった専門の方が言われることでありますので私がここで言うのもおかしいですが、O E C D諸国の学力調査でP I S Aをやった分析の結果で、読解リテラシー、数学リテラシーにおいて、コンピュータの活用時間が長時間になると、むしろ学力は低くなるということを示しているという、そういう分析があるそうです。

それについて、つまりコンピュータの活用時間を長くすると学力が逆に下がってくるというようなことを言われているということで、それについて、このP I S Aの調査委員会、これは大変な問題なのでそれなりに調べて、コンピュータは情報や知識の獲得や浅い理解には有効だが、深い思考や探究的な学びには有効でないと。表面的な、簡単な、例えば計算が合っているだとか、あるいは書き順が正しいだとかいうようなことに対しては、そう

いったタブレットだとかいろんなものを使うことは有効だと思うんですが、文章の中身を読み取るだとか、あるいはもう少し難しい数学的な理解を深めるということには向いてないということが言われております。

それで、例えばこれについて、東大名誉教授で学校教育学を専門として日本教育学会元会長の佐藤学さんという方がこの解釈は妥当としながら、さらに今のコンピュータについて、教える道具として活用するプログラムが多いと。例えば書き順を教えるだとか、そういうものを教えるプログラムが多いということで、学びの道具、思考と表現の道具、こういうものとして活用したとき優れた教育効果が発揮できるのではないかと。つまり、教える道具じゃなくて学びの道具としてタブレットやコンピュータを使うということを提言されております。

そういったことを、私も読んでなるほどと思いましたので、そういった視点を今後のこのICT教育と言いますか、こういうことの中で生かしていただきたいということを意見として申し上げて、この項の質問を終わりたいと思います。

時間もありますので質問の第3に移りますが、質問の第3は市長施政方針についてであります。

新庁舎建設と防府警察署の移転についてお尋ねします。

1点目の質問は、新庁舎を移転する県関係の事務所の床は、県が建設費用を負担するのか、市が負担して県に貸すのかという点についてでございます。

市長の施政方針において、いよいよ本館棟と福祉棟の建設工事に着手すると述べられました。新庁舎に移転する県関係の事務所の床の建設費については、これまで応分の負担という言い方がされてきたと思います。建設費用を市が負担するのか、市が建設をして県に貸すのか明確な御答弁はこれまでありませんでした。

また、昨年9月の予算委員会での審議では、市の行政財産として整備する場合は市町村役場緊急機能保全事業の対象となり財政的に有利になるが、県とこの問題についてはまだ交渉中とのことでした。これについては契約議案に向けて確定したい旨の考えも表明されましたが、その契約議案についてはこの3月議会の初日に可決をされたわけであります。

そこで、新庁舎に移転する県関係の事務所の床は、県が建設費用を負担するのか、市が負担して県に貸すことになるのか、県との協議はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

2点目の質問は、防府警察署が移転する土地は、県に売却するのか、市所有のまま県に貸すのかという点についてであります。

市長の施政方針において、防府市役所の市役所敷地への移転に関連する予算が山口県議



会 2 月定例会に上程される予定と述べられました。

県が老朽化している防府警察署の建て替えを決めたばかりの段階ですから、県と十分な協議ができているとは思いませんが、移転する土地は県に売却するのか、市所有のまま県に貸すのか、どうなっているのか市民の関心事でもあらうと思います。市執行部が今時点でどのようなお考えであるのかお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 田中健次議員の県の移転に関する 2 点の質問にお答えいたします。

まず 1 点目は、山口県防府総合庁舎機能が新庁舎内に移転するに当たっての費用負担等の考え方に関する御質問でございます。

昨年 9 月市議会の予算委員会におきまして、方針が明らかになるのはいつ頃かとの御質問に対し、工事の契約に向けて確定していきたいと御答弁申し上げましたが、若干遅れておりますが、現在、双方、適宜弁護士にも確認しながら行政法上問題のない公明正大な形となるよう、県と最終的な協議、調整を進めているところでございます。

次に 2 点目の、防府警察署が移転する土地の取扱いについてでございます。

移転はまだ先のこととなりますが、警察署の土地につきましても庁舎と同様の考え方で行政法上問題のない公明正大な取扱いとすることを県と合意しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2 番、田中健次議員。

○2 番（田中 健次君） 双方がやはり弁護士に相談をして、行政法上問題がないような形で、何十年という形のものになるわけですから。市長が、例えば 20 年後にまだ市長であるということは年齢的に考えて（笑声）——失礼ではありますけれども、多分ないだろうというふうに思いますし、一期一期積み重ねていければ結構な話だと思いますが、やはり、後の市長さんが困るような形になってもおかしい話になると思いますので、そういった行政法上の問題が残らないような形で整理をしていただきたいというふうに思います。

そのことがこの質問の結論に、もう最初になってしまいましたが、ただちょっといろいろと不明に思う点もあるんですが、そういった警察署の問題についていけば、防府署を市役所敷地へという形で、山口新聞は 2 月 23 日に県の予算の説明の記事の中で出しております。

私も慌てて山口県のホームページで令和 4 年度当初予算案、主な事業の概要というのを見ました。これを見ますと、新防府警察署建設費ということで、所管が警察本部になっております。事業の説明の中身を見ますと、老朽、狭隘化が著しい防府警察署の移転建て替

え整備を実施、整備場所、防府市寿町——寿町というのはこの市役所があるところですね。もし、これが駅南町であれば、今の警察署があるところ、あるいは県の総合庁舎があるところということになるわけですが、寿町というふうに整備場所が書いてあります。事業期間は令和4年から令和10年、令和4年事業とすれば基本設計、実施設計というふうになっております。こういったことの中で、今回県議会に予算を上程するという形で、防府市のほうはこれまで県のほうに移転することを要望すると、そのことを検討してくださいと。

検討の結果がこういう形で出てきたわけですが、これについて、県からどのような説明を受けているのか、ただ、予算に上げましたということだけではちょっと済まないんじゃないかと思うんですよね。

今回の県議会への予算上程に際して、県からどのような説明を受けているのか、その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 予算発表の1週間前に市長のところに御報告にいらっしやいました。

そのときに聞いたことは、県警として、防府警察署の移転の方針をしっかりと固めたんだと、そして、建て替え整備にかかります基本設計と実施設計の予算を令和4年度に計上いたしますといったことでした。

あと、細かい内容は聞いておりませんが、これまで、実務レベルで何年から何年まで設計で、いつ工事という話を大まかお聞かせいただいたものと大きな変更はないものというふうに思っております。

スケジュール申し上げてということなんですけれども、この件について、現在、県議会で審査中の案件ということもございますので、私の方から確たることとして申し上げるということはちょっと控えたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 県議会ということもあるけれども、ただ、県のほうはマスコミのほうにいろいろ流しているんですよね。先ほど言った山口新聞には、25年度に着工し、28年度の業務開始を目指す。これは、西暦で言っていますから2025年、というのは令和7年ですね。それから、2028年ということは令和10年で、それに業務開始を目指す。そうやって当てはめていけば、4年に基本設計、5年に実施設計、防府市の庁舎の場合も考えれば、その翌年。今の年度は入札の関係の諸事務をす。そういう形で25年から約3年で造るというような計画ということになるんだろうと思います。

新たな署は鉄骨鉄筋コンクリート造り4階建てというふうに、もう山口新聞に書いてあ

って、新築移転に伴う総事業費は約28億円というようなことも書いてあるわけですが、これぐらいのことは執行部のほうも承知しておるわけでしょうかね。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） 今、議員から御紹介あったような内容で把握をしています。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） そうなってくると、これから、もうある意味では、毎年今年度はこれという形で進んでいくようになるわけですが、一つ危惧するのは、先ほど結論的に最初言いましたけれども、行政としてきちっとけじめがつくような、土地を売るのか貸すのか、これも今、行政財産ですけれども、もし貸すとなればこれは普通財産にする必要があるんじゃないかと思います。そういったことについて、何となくこの警察署の移転ということが、当初は防災空き地があったものが行政ゾーンの形成ということで変わってきているわけですね。

一番最初、平成30年の8月の市長が当選されて、初めてこの問題について述べられた時には、行政ゾーンの形成ということは言われましたが、そのほかに誘致ゾーンというものもありましたが、ある委員は誘致ゾーンとはお店や住宅や事務所などの誘致だと思っんですが、というような形で委員会で発言されております。それが当時の議員の認識でありました。

それが、その後、この前ちょっと議論がありました市長と議長が県に行かれて、何項目かの要望の中に警察のものが入っていたと、そういうこともありますのでいろいろ節目節目できちっと考え方なりを示していただきたいということを申し上げておきたいと思いません。

市長からぜひ、御答弁いただければと思います。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私から御答弁させていただきます。

先ほど、市庁舎に県の総合庁舎が入ることもございました。警察署がこっちへ出て、その土地の問題がありますけれども、20年後ということも議員の中でありましたけれども、そのときまで元気ではいたいと思いますけれども（笑声）、市長じゃないと思いますけれども、この問題については20年、50年、また、将来のこともございます。誰が市長であっても同じ判断をしたという判断となるように、弁護士とも協議し、また、県とも協議して公明正大な方法で進めていきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○ 2 番（田中 健次君） ぜひ、そういう形で将来に禍根を残さないようなものにしていただきたいということだけ強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（上田 和夫君） 以上で、2 番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○ 議長（上田 和夫君） 次は、9 番、牛見議員。

〔9 番 牛見 航君 登壇〕

○ 9 番（牛見 航君） 会派「自由民主党」の牛見航です。

今回の質問は、国のほうで自民党が推し進めている取組でございます。自民党の政治家でありながらこのような質問をすることを快く了承いただきました田中会派長はじめ同僚会派の皆様、そして、自民党防府支部島田支部長にはこの場をお借りして感謝を申し上げます。

今回の質問を通告してからというもの、そういった、自民党に反旗を翻すというような見方をされたかどうか分かりませんが、様々なところで非常に多くの反響をいただきました。

先日、池田市長が市長選挙への出馬を表明されたばかりではありますが、牛見も出るんじゃないかと、そういった御意見がお電話などで、私ではなく橋本先輩のほうに殺到しているとのことでございます。確かに私は前科がございますことから関係者の皆様含め多くの方に御心配と御迷惑をおかけしておりますので一言だけ触れさせていただきます。

5 月に行われます防府市長選挙に、私、牛見航、今回は出馬することはございません。先日の池田市長への要望書にも名前を連ねております。今回も前回同様池田市長を御支持させていただき所存でございます。

しかしながら、今回の一般質問は私にとって政治生命をかけると言っても過言ではない、それほどの覚悟と危機感を持って臨んでおります。執行部の皆様におかれましては、多少耳の痛いことも申し上げますが、今までの取組、頑張りを決して否定するようなものではございません。あくまで、転換期に入っているのだということをお伝えしたいと思っております。

それでは、質問にまいります。

新型コロナウイルス対策について。

1、これまでの新型コロナウイルス対策について。これまでの2年間、市が取り組んできた新型コロナウイルス感染防止対策についてどのようにお考えか伺います。

2、今後の新型コロナウイルス対策についての考え方、方針について。今後の新型コロナウイルス感染防止対策についてどのような考え方、方針で取り組んでいくのかを伺いま

す。

3、経済対策について。市が取り組んできたこれまでの経済対策とこれからの方針について伺います。

4、コロナワクチンの3回目接種について。コロナワクチンの3回目接種については、市はどういった考え方をしているか。また、どのように周知し、接種を実施しているのか。

5、子どもたちへのワクチン接種、マスク着用の推進について。5歳から11歳の子どもへのワクチン接種について、市としてはどのように考え実施していくのか。また、子どもへのマスク着用の推進について、市はどのように考え対応を行っているのか。

以上、5点について伺います。

○議長（上田 和夫君） 9番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 牛見議員の新型コロナウイルス対策についての5点の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に対して、地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める国の基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施しなければなりません。中でも、ワクチン接種につきましては、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務として厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施する義務がございます。

私は、この2年間、市民の皆様の命と健康を守るという強い使命感を持って、新型コロナウイルス感染症との戦いに心血を注いでまいりました。引き続き市民の皆様とともにこの未曾有の事態を乗り越えていきたいと考えております。

まず、1点目のこれまでの新型コロナウイルス対策についてです。

本市では、他市に先駆けて2年前の1月28日に設置いたしました新型コロナウイルス感染症対策本部において、市の対策を決定し、迅速に取り組んできたものと思っております。具体的には、感染予防のために様々な手段を通じてマスクの着用を基本とする新しい生活様式の徹底を市民の皆様に訴え続けてまいりました。

また、ワクチン接種につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会の御協力の下、全国的にも早く進めることができました。

一方で、感染拡大期には、高齢者施設等へのPCR検査や全小学校の一斉休業、市有施設の休館などの緊急対策も迅速に講じてまいりました。

こうした結果、一定の成果はあったものと考えております。

次に、2点目の今後の新型コロナウイルス対策の考え方についてです。

先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策については、引き続き国の基本的対処方針に従い、県との連携の下、的確かつ迅速に対処することとしております。

次に、3点目の経済対策についてです。

長引くコロナ禍の中、大きな影響を受け続ける市内経済に対し、これまで様々な対策に取り組んでまいりました。

主なものとして、中小・小規模事業者等総合相談窓口のルルサス防府への開設をはじめ、業種を問わず支援するがんばる事業者応援事業、飲食業等の影響を受ける事業者への激励金支給などがございますが、防府商工会議所等の御協力の下、感染状況等も見極めながらスピード感を持って実施してきたところでございます。

なお、今回で第4弾となりますプレミアム付商品券は、子ども1人当たり5万円相当の防府市子育てクーポン券と同時期に発行したことにより、併せて約18億円の消費需要の喚起につながるもので、既に商品券・クーポン券で消費が伸びているとの報告も受けているところでございます。

今後も、時期を逸することなく必要な経済対策に取り組んでまいることとしております。また、そのように対応できるよう新年度予算におきまして予備費1億円の計上もお願いしているところでございます。

次に、4点目のコロナワクチンの3回目接種についてです。

最初に申し上げましたとおり、ワクチン接種は国の法定受託事務として厚生労働大臣の指示に基づき実施しております。

本市においては、医療機関での個別接種につきましては1月26日から開始し、集団接種につきましては1月31日からJA会館3階大ホールで、先月の12日からは市内の各小学校の体育館で実施しているところでございます。

市民の皆様への周知につきましては、市広報やホームページ等の様々な手段で実施しております。

次に、5点目の子どもたちへのワクチン接種、マスク着用の推進についてです。

5歳から11歳へのワクチン接種につきましては努力義務の規定は適用されないものの、接種を進めていくことについて国から指示がございました。このため、本市では、医師会と十分な協議を重ね、希望される子どもたちが安心して接種できるよう接種体制を整えるとともに、対象となる子どもたち、そして保護者の皆様へワクチンの情報について周知に努めているところでございます。

子どもへのマスク着用につきましては、学校においては文部科学省の学校における新型

コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、必要な場面でのマスクの適切な着用を指導しております。

また、未就学児につきましては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があり、一律ではなく、マスク着用が可能と判断される子どもにお願いしているところでございます。

なお、2歳未満の子供に関しましては、息苦しさや体調不良を訴えることや自分で外すことが困難であること等から着用は不要となっております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） 御答弁ありがとうございます。

このコロナ騒動が起きて間もなく、私は全国の志士政治家により構成されました林英臣政経塾の有志が中心となって立ち上がり、医師や医療関係者などに呼びかけ、このコロナ対策並びにワクチンについての調査・研究を行ってまいりました。そうした中で多くの課題、問題点が浮かび上がり、それらを啓蒙するため社団法人を立ち上げ活動を続けてまいりました。

そういった中でも、今回のコロナウイルス対策及びワクチン接種に関わることをこの一般質問で取り上げるに当たっては、正直に申し上げて非常に悩みました。その理由は、国民の圧倒的多数が2回目までのワクチンの接種を済ませ、国民の100%に近い方々がマスクをつけ、また、マスコミや政府がそのことを推奨し、それが正義として世論に浸透している。また、ワクチンに対して反対と声を上げようものなら、陰謀論や反ワクチン派であるとして、まともに話さえ聞いてもらえないレッテルを貼られてしまう。よって、正しい判断、勇気ある決断を鈍らせてしまうことになっております。

当時からこのことに疑問を持っていたその政治家の集まりでも、政治家でも声を上げることが難しかった背景はそこにあり、そのことを問題提起したときには、選挙に落選する可能性が高くなることから、政治家が声を上げにくい一番の理由となっている、そういった背景があることをお伝えしておきます。

ここで、私の立場を明確にしておきたいと思いますが、私は、ワクチンは必要ないとか、ただただ反対している立場ではありません。マスクにとっても同様です。

ある程度の年代や経済対策において、一定の効果があることも十分理解しております。ただし、多くの疑問もある以上、それがしっかり分かるまでは慎重になって考えるべきであるという考えから、ワクチンに対しては慎重派であることをお伝えしておきます。

まずは、今回のコロナワクチンであります、mRNAワクチンという人類に初めて使

われる遺伝子ワクチンであり、今までのインフルエンザワクチンのようなものとはメカニズムが違います。このワクチンは臨床試験を終えておらず、体の中でどのように作用するかが分かっておらず、その効果も中長期的な安全性もまだ確認されておられません。ちなみに、このワクチンの臨床は2023年5月までとされておりましたが、つい先日、2月23日に確認した際には2024年2月までに延長されておりました。しかしながら、このことは政府報道もマスコミも取り上げていただけていないような状況でございます。そして、ここからはなぜか分かりませんが、非常に分かりにくく見つけにくくはなっていますが、実際にホームページに公開してある情報を御紹介してまいります。

3月2日付、そもそも10代の子どもたちでこの新型コロナウイルスで亡くなった方は日本全国で4名です。10歳未満はゼロ人、そのうち基礎疾患をお持ちだった方が3名、交通事故で亡くなられた方が1名。交通事故で亡くなったのにも関わらず、体内にコロナウイルスの菌が見つかったということでなぜかコロナウイルスで亡くなられたことにカウントされております。

ちなみに20代は30名、30代は96名、40代は315名、50代886名、60代1,719名、70代4,588名、80代以上が1万2,088名となっております。

未成年の4人がコロナウイルスで大変残念ながらお亡くなりになられた中、第76回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会での発表によると、コロナワクチン接種後に亡くなった方の数は既に5名、12歳から19歳の累計で、ワクチン接種後に重篤化した数が398名とあります。これは、インフルエンザワクチンなどと比較してみても非常に副反応リスクが高いと言えますし、未成年の接種率がまだまだ低いことから考えても大変心配な数字と私は言えると思います。

そもそもオミクロン株については、5歳から11歳の直接のデータは存在しないと2月9日の衆議院議員予算会議で厚生労働大臣が答えられております。そして、健康な子供の重症化は極めてまれであること。第30回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会での発表では、オミクロン株流行期における5歳から11歳の発生届時肺炎異常割合は0.08%であるとの報告がございます。

また、先々月1月26日の読売新聞では、米製薬会社のファイザー社がオミクロン株に対応のワクチンの臨床試験を開始した。3月中に準備ができるのではとの見通しを示していると報道がございました。モデルナ社も同じくオミクロン株に対応したワクチンを開発中とのことであります。

これは、逆に言えば、今のワクチンは、オミクロン株には対応していませんよというこ



とではないでしょうか。これはファイザー社のホームページにもきちんと記載がございます。

じゃあなぜ、厚生労働省がエビデンスがないと言って、製薬会社はオミクロン対応のワクチンをこれから作ると言っている中で、こんなにワクチンを打つことを急がせるのでしょうか。

ヤフー特設サイト新型コロナウイルスワクチン情報まとめで紹介された米国による子ども5歳から11歳のmRNAワクチンの副反応調査を見ると、ファイザー社の1回目接種で日常生活に支障が出たお子さんが5.1%、登校できないレベルの方が7.9%、ファイザー社の2回目接種によって日常生活に支障が出た方は7.4%、登校できない方は10.9%、10人に1人が登校できない、これはいかがでしょうか。これも、私は非常に高い数字だと思います。

もう一つ、一般社団法人日本オーソモレキュラー医学会の皆さんが、小児、5歳から11歳を対象としたワクチン接種が開始されるに当たり、医師、そして歯科医師541名に対して意識調査を行ったところ、自分の子どもや孫に対してワクチンを接種するかの問いに対し、接種すると回答したのは、僅か5.3%、接種させない、しばらく様子を見るが合わせて92.3%。また、親戚や友人から子どもへの接種を相談されたら接種を推奨するが6.7%、推奨しない、しばらく待つように言うが92.3%でした。また、回答をした医師、歯科医師の55.1%がワクチンを未接種であったそうです。日本のワクチン接種を全体で80%であることから、回答者の職業意識の差などは否定できないとあります。

そこで、再質問させていただきます。5歳から11歳の小児ワクチン接種については、保護者や子どもはより慎重に検討し、ワクチン接種の判断をする必要があると思いますが、市はどのような対応をされていらっしゃるでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

5歳から11歳の新型コロナワクチン接種につきましては、接種券と併せ、厚生労働省が作成した「5歳から11歳のお子様と保護者の方へ」というチラシや、ファイザー社ワクチンの予防接種についての説明書などを同封してお送りしております。また、封筒には、「同封の説明書や市ホームページ等の情報を御確認の上、ワクチンを接種するしないをお子様と御検討ください」と書かれたシールを貼り、慎重な検討を促すとともに、市のホームページには、小児の新型コロナワクチン接種についてというページを設け小児ワクチン接種の概要などをお知らせし、また、副反応などの質問事項ごとに厚生労働省のQ&Aに

リンクを貼るなど、丁寧な情報発信に努めているところでございます。

さらに、小児ワクチン接種は、集団接種ではなく医療機関での個別接種としておりまして、接種前の予診では医師から丁寧に説明していただくようお願いもしております。

ワクチンの接種は強制ではございません。最終的にはあくまでも保護者と子どもさんが納得した上で接種を御判断していただくこととなります。接種券に同封したチラシや説明書を、また、市のホームページの情報などを参考にいただき、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しく理解していただいた上で、ワクチン接種について、お子様と一緒に御検討いただければと思っています。

市といたしましては、小児ワクチン接種に当たり、接種を希望される方が安心して接種していただけるよう、医師会としっかり連携を図って対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） 御答弁ありがとうございます。御丁寧に御説明ありがとうございます。

ワクチンの接種は強制ではない、保護者と子どもさん納得した上で、接種を判断をしていただきたいという御答弁感謝申し上げます。

そんな中で、教育長、教育部長にお尋ねいたします。

小・中学校の修学旅行または県外のスポーツ大会への参加の際に、ワクチンの接種をしたかどうかの校内での確認をされている実態などはあるかどうかお答えいただきたいと思っています。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 大会参加時に向けてワクチン接種があるかどうか確認等はしておりません。ただ、その大会の主催のほうがそういうのを求めている場合には、それに応えるようにしていると思います。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

大変残念なお話ではありますが、私のところには、学校の先生に「あなたは打ったの」と、「まだ打っていないの」その先生の言葉を受けて、生徒さんの中でもそういった話があるというお話がございます。

ワクチンを打つかどうかはあくまでも個人の自由でなければならない。打ったか打っていないかによって、差別によるいじめなどの原因につながることは決してあってはならな

い。学校の先生方含め再度強く指導していただきたいと思います。

今回、努力義務が外れているとはいえ国からの方針の中で、なかなか独自の色を出すことはできませんし苦しいお立場だということも重々承知しております。集団接種会場ではなく個別対応であること、また、接種券を送付する際に慎重に接種をするかどうか判断をお願いする旨のチラシが同封されているということにはありがたく思います。

あくまで情報が偏ることなく、行政として公平な視点で選べるように進めていただきますこと、引き続き強く要望いたします。

別の観点からもう一つ、マスクの推奨についてです。

私の家の近くというのは、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、大変人通りが少なく自然豊かな場所でございます。私は毎日早朝犬の散歩をしておりますが、小学生がスクールバスがお迎えに来る場所まで2キロくらいは歩いて通っております。子どもの数も減っている地域ですので一人で登校する子がいます。ランドセルも重い、距離もまあまああると思います。そして、人と擦れ違うことはない。そんな子どもたちでも律儀にマスクをしている。別の時に、お昼休みに小学校の校庭を眺めてみますと、マスクをしたまま校庭を走り回っている。保護者の方々やおじいちゃん、おばあちゃん世代からも、「あれがちょっとかわいそうなよね」と、そういった相談を受けることが増えております。

先ほど御紹介した有志がまとめてくださった子どもたちのマスク内のCO<sub>2</sub>濃度の問題という資料を参考にしてお話しします。

建築基準法でもCO<sub>2</sub>濃度が1,000ppm以下の基準になるよう、全ての建造物に24時間の換気システムを設置することが義務づけられております。

子どもたちのマスク内のCO<sub>2</sub>レベルをドイツとポーランドの研究者が調べたところ、平均で1万3,120から1万3,910ppmという、推奨から9倍、許容範囲の2.7倍、最大で言うと2万5,000ppm、推奨から16倍、許容範囲の5倍というデータが出ています。

これは、年齢が下がれば下がるほどCO<sub>2</sub>レベルが上昇し、一番高い年齢は7歳、マスクと鼻の間のデッドスペースが少なく二酸化炭素がたまりやすいのではないかと考察されているようです。

二酸化炭素濃度が増えた場合、頭痛、集中力の低下、不快感、学習障害、眠気、疲れなど多くの副作用が出てしまいます。ちなみに、都心のかなり混んだ地下鉄車両内の濃度が、3,800ppmで、頭痛や目まいなどの症状が出て、長時間では健康に被害を及ぼすレベルだそうです。

そのほかにも、小児マスク推奨によっては、顔が見えにくい、表情が見えにくいことか

ら、コミュニケーション能力の低下なども最近では大きく問題視されてきております。

そういったところから1つお願いでございますが、小・中学校の生徒さんに対して、運動時、そして、3密ではない場所などは、外してもよいなど、文科省のマニュアルもあるかと思いますが、適切なマスクの推奨の通達などを検討いただけないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

学校においては、先ほどもありました文科省発出の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにのっとり、地域の感染レベルに応じた感染症対策を行っているところであります。

基本的な指導といたしましては、給食を食べるときは机を向かい合わせずに黙食。合唱はマスクを着用し間隔を取って実施しております。また、運動や登下校につきましては、激しい運動や、あるいは人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すように指導しております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 9番、牛見議員。

○9番（牛見 航君） ありがとうございます。

引き続き、そのような通達を、またしていただければと思います。

既に、2年以上コロナ対策を、日本、世界中で行う中で、飲食店の時短営業や人数の利用制限などがございましたが、何度も緊急事態宣言やまん延防止策を打っても、現状もこれだけの数が増えていることを鑑みれば、その効果については大きな疑問が残ると言えます。

とはいえ、山口県においてはそのまん延防止策も解除されており、大人は楽しく会食ができています。一方で子どもたちは、給食の時間において、スクール形式で黙食を強いられている。「隣の子としゃべったら先生にぶち怒られるんよ」と、友人のお子さんが教えてくれました。大人は我慢しなくて子どもたちには我慢を強いてしまっています。このことを今一度御理解いただいた上で、マニュアルも大事だとは思いますが、そういった子どもたちにとって本当に何が大切か、そういったところを加味していただいた上で御指導いただければと思っております。

最後に、2月1日ノルウェー、スロー首相が記者会見で、新型コロナウイルスに関する規制を解除することを発表されました。

同じく2月1日デンマークでは、公共交通機関でのマスク着用義務や陽性者の隔離義務などの規制をほぼ撤廃いたしました。

2月3日スウェーデン政府は、これまでに規制してきた規制をほぼ撤廃することを発表。

2月21日イギリスのジョンソン首相は、イングランドで、新型コロナウイルス関連の法的規制を全廃。制限は、英国の経済、社会、精神衛生、子どもたちの人生の可能性に大きな打撃を与えている。我々はもはやそのような代償を払う必要はない。コロナと共生し、自由を制限することなく、自分や他人を守るすべを学ぼうと強く呼びかけられたそうです。

ちなみに、ワクチン先進国と言われておりますイスラエルでは、多くの国民が3回目の接種をされております。ブースター接種を行った後も感染者は爆発をしております。

2021年1月から2月の新型コロナウイルス感染者と同時期のワクチン接種者について6月1日から8月14日におけるデルタ株のブレイクスルー感染を検討した結果、ワクチン接種者は、自然感染既往者と比べデルタ株、ブレイクスルー感染リスクが1.3倍高い。新型コロナウイルス感染による自然免疫は、ワクチン誘発免疫と比較し、デルタ株によって引き起こされるブレイクスルー感染、有症候感染及び入院を抑える効果が強いとの報告がございます。

このように、オミクロン株に置き換わったタイミングとともに、コロナ対策は大きな転換期を迎えているように思います。

私が考えます一番の経済対策というのは、日常に戻すことであると考えます。防府市のいろいろなところで今までは、「いつでもマスク」とございましたが、これからは、「適所にマスク」と転換をしてもいいのではと個人的には考えているところでございます。

日本人の国民性から、政府やマスメディアが報道したことを疑うことなく素直に従ってしまうというところがあると思いますが、防府市においても、ここまでのコロナ対策においては非常にすばらしい内容であったと私も考えております。

しかしながら、市民の皆様生命を守ること、防府市の経済を守るためには、積極的な変化も必要であることも御理解いただけますと幸いです。

最後に、先ほど来御紹介しております一般社団法人日本オーソモレキュラー医学会理事長の柳澤先生の印象に残った言葉を御紹介して終わります。

リスクのあるワクチンを大人が接種して子どもを守るといふのなら理解できる。しかし、リスクのあるワクチンを子供に接種して社会を守ろうといふのは理解ができない。大人が盾になって子どもを守り、健やかに育てることが社会の本来の姿である、ということがございます。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（上田 和夫君） 以上で、9番、牛見議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、24番、清水議員。

〔24番 清水 力志君 登壇〕

○24番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度についてお伺いいたします。

地域の公共交通は、高齢者をはじめ、医療、福祉施設の利用者、通学生をはじめとするいわゆる交通弱者の生活手段の確保のために必要であるだけでなく、地域の経済社会活動の基盤でもあります。

しかしながら、過疎化や少子化の進行やマイカー普及の影響、また、最近では新型コロナウイルス感染拡大による利用者の減少で、バスやタクシーの事業者は厳しい経営を強いられ、採算が見込めない路線などはやむなく路線の廃止や減便をせざるを得ない状況でございます。

昨年11月に行われました防府市地域公共交通活性化協議会、こちらのほう、私も傍聴をしていたのですが、バス事業者の方、タクシー事業者の方がコロナ前と比べて「お客さんが戻り切っていない。もう、このまま戻らないかもしれない」というふうに発言をされておりました。

公共交通機関の整備が不十分な地域にとっては、地域の死活問題と言っても過言ではありません。

防府市においてもこれまで多くの議員が一般質問で取り上げ、地域の公共交通の充実を要望してまいりました。

また、先ほど御紹介いたしました、防府市においても防府市地域公共交通活性化協議会を設置し、その意見を集約され、地域の実情に応じた公共交通の整備を目指しておられます。

さて、このような現状で、平成29年より高齢者等バス・タクシー運賃助成制度事業が開始されました。詳しい制度内容などは、また後ほど執行部のほうから御答弁があるとは思いますが、この事業は、なかなか前に進まない公共交通の整備に対して、その補完的な役割を果たし、免許返納などで車の運転ができない高齢者に対して通院や買物など気軽に外出ができる環境をつくるという重要な役割を果たしております。

この事業が始まって今年度で丸5年、来月から6年目に入りますが、これまでの公共交通の整備や利用者の状況などを鑑みて、そろそろこの事業制度にも新しい役割を担っても

らってもいい時期ではないかと考えます。

以上のことから、3点の質問をさせていただきます。

1点目は、さらに使いやすいように利用範囲を広げることが必要だと考えます。現在は、タクシーと路線バスのみ利用ができますが、現在、切畑、玉祖地区で運行されておりますデマンドタクシーや今後登場する新たな交通モードでも利用できないでしょうか。

2点目は、現在65歳以上で運転免許を自主返納した人及び70歳以上で運転免許を持っていない人が対象、つまり、運転免許を持っていない高齢者を対象としておりますが、運転免許を持っている高齢者も対象にならないでしょうか。

私もよくお聞きする話ですが、高齢で車の運転をするのが怖い。なるべくなら車の運転をしたくない。でも、バス停も遠く、バスの便も少なく、車も運転免許証も手放すのは不安だというお話を聞きます。

お隣の周南市では、この高齢者等バス・タクシー運賃助成制度を参考にされて、昨年10月から、同様の事業を開始されておりますが、対象者を65歳から74歳までの免許を持っていない方と75歳以上の方としております。つまり、75歳以上であれば運転免許を持っている方も対象となります。防府市も同様にできないでしょうか。

3点目は、交付方法についてです。

現在は、市役所4号館3階、もしくは日時を決めて各地域の公民館で行っておりますが、これを郵送で交付することはできないでしょうか。

この事業は、本来個別の移動手段を持たない高齢者にも外出をしてもらおうという目的があるはずですが、それなのに、申請・交付のために市役所または公民館に来ていただくのはいかなるものかと考えます。1回目の申請・交付は難しいとしても、2回目からの交付について郵送はできないでしょうか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の高齢者等バス・タクシー運賃助成制度についての御質問でございます。

私からは、高齢者の移動手段についての基本的な考え方を御答弁させていただきます。

私は、誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会を構築する上で、自らの移動手段を持たない高齢者等が外出できるようにするための移動手段の確保は重要な課題と考えております。

そのため、移動手段の基幹となる路線バスを中心とした、公共交通サービスの維持に努

めるとともに、その利便性の向上と充実を図るため、路線バスダイヤの見直しや交通系 IC カードの導入補助等を行っております。

また、移動に不安をお持ちの方の移動手段として、運転免許をお持ちでない高齢者等に対し、バス・タクシー運賃助成制度を行っております。

さらに、交通空白地域における移動手段の確保として、これまでの玉祖地域、切畑地域におけるデマンドタクシーの運行に加え、今年度より小野地域、上右田地域の皆様と地域が主体となった取組についての協議を開始したところです。

こうした中、令和 6 年度には、新たな防府市地域公共交通計画を策定することとしております。計画策定に当たりましては、事業関係者や利用者の声をしっかりと聞きし、防府市地域公共交通活性化協議会にもお諮りしながら持続可能な公共交通の制度を総合的に検討してまいりたいと考えています。

以上、基本的な考え方を申し上げます。

なお、御質問のうち具体的な制度の考え方につきましては、地域交流部長のほうより御答弁させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（能野 英人君） それでは、私からは、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の 3 点の御質問についてお答えいたします。

まず、1 点目の高齢者等バス・タクシー運賃助成券のデマンドタクシー等での使用についてです。

デマンドタクシーの運賃につきましては、近隣を運行する公共交通の運賃等を参考に、御利用いただく方の金銭的負担も考慮し、防府市地域公共交通活性化協議会で協議の上決定しており、1 乗車当たり、一般の方が 200 円、障害者手帳をお持ちの方及び小学生が 100 円、就学前児童が無料となっております。

この運賃は、バス・タクシー運賃助成券を利用してタクシーに乗車した場合と比べましても十分に低廉な価格となるよう設定しておりますことから、引き続きそれぞれのサービスをしっかりと提供してまいります。

次に、2 点目の運転免許を持っている高齢者への対象拡大についてです。

バス・タクシー運賃助成制度は、65 歳以上の運転免許を自主返納された方や 70 歳以上の運転免許をお持ちでない方などに対する移動手段の確保のため実施しております。

この助成制度の利用者は、対象者の約半数、6,000 人の方の申請にとどまっておりますが、利用いただいた方からは好評をいただいているところでございます。



また、高齢者の方への免許返納を促す制度にもなっていると考えております。

本市といたしましては、引き続き運転免許をお持ちでない方を対象としたよりよい支援制度となるよう、バス・タクシー運賃助成事業に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、3点目の助成券の郵送による交付についてです。

バス・タクシー運賃助成券につきましては、年度の切れ目なく助成券を御利用いただけるよう、毎年3月に地域振興課及び高齢福祉課の職員が公民館等を巡回し、申請受付、即日交付を行っております。また、令和3年度分の助成からは、障害福祉課の職員も同行し、心身障害者福祉タクシー利用券の交付を併せて行っているところでございます。

本市といたしましては、助成券を早くお手元にお届けするとともに、申請にお越しいただいた際、使い方を丁寧に説明させていただき、また、利用者のお声を直接お聞きしたいと考えておりますので、引き続き地域の皆様の身近にある公民館等において、申請の受付、助成券の交付を行ってまいりたいと存じます。

なお、御事情により申請にお越しなれない場合には、代理の方による申請、交付も可能としておりますので御利用いただければと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） ありがとうございます。

まずは、1点目の質問ですね。デマンドタクシーなど、新しい交通モードで使用はできないかということですが、もともと低廉な価格を設定していると。場合によっては、助成券が無料券になってしまうかもしれないという感じではないかと、そういうふうに思われます。

2点目、もともこの制度は免許返納を促す制度でもあるというふうに御回答いただきました。

この2点について、これは私も十分理解をしております。ですけど、先ほど言ったとおり、もう来月から6年目を迎えて、この公共交通の整備の事情や、また、利用される方の状況などを見て、そろそろ新しい役割を持たせてもいいんじゃないかという意味で質問をさせていただきました。

3点目の交付の方法ですね。確かに実際にお会いしてお話して、即日にお届けしたい、その気持ちは私もよく分かるし、私もそういうふうにしていただけたらと思うんですが、それでも、どうしても来られない方に対しては、代理人による申請交付、これも実施されているというふうにお聞きいたしました。さらに、もう一步先を進んで郵送による交付でもいいんじゃないかと考えます。この辺も、また、研究をしていただければというこ

とを要望しておきます。

それでは、関連した質問をさせていただきます。

2月9日に総合交通体系調査特別委員会が開催されました。そのときに、委員から助成券の利用状況について具体的な数値資料提供の依頼があり、資料を頂きました。その資料から質問をさせていただきます。

全体、つまりバス助成券とバス・タクシー共通助成券の両方を含めた利用率は、100%全てを使い切った方が全体の16.3%。つまり、約6人に1人が助成券を全て使い切っております。このことに問題はないのですが、その反対に全く利用をしていない人が全体の20.3%。約5人に1人が全く利用していないことになります。

そこで御質問ですが、この調査結果について、とりわけ全く利用していないという現状について、担当部ではどのように分析をされ、どのような見解をお持ちでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（能野 英人君） 約20%の方が助成券を全く利用されていないということについてでございます。

高齢者等バス・タクシー運賃助成は、運転免許をお持ちでない高齢者等を対象にしておりますが、申請者の中には、日頃は自転車や徒歩、御家族が送迎されている方などがいらっしゃると思います。こうした方が日頃の移動手段によらず、バス・タクシーが必要なときのために申請されたものの、結果として助成券を使用されることがなかったということで認識しております。

実際に、窓口での交付手続の際に、御家族に送迎してもらえるから申請はやめておこうかなというふうに相談されることがあります。その際は、御家族も外出する必要があることも考えられますので申請をお勧めいたしております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） ありがとうございます。

私も全く同じ考えであります。つまり、ふだんは御家族などに送迎をお願いしてもらって、もし、それができない場合は助成券を利用するという、言わば保険と言いますか、お守りという形で申請されている方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

本来、この事業は免許証を持たない、個別の移動手段を持たない高齢者にも積極的に外出してもらおう、または、先ほどもございましたように免許返納を促す形という目的で事業の開始をされたと思われませんが、このような、いざというときのための役割を果たすと

いうことは、開始当初は考えられなかったことではないでしょうか。これもまた、新しい役割、これを担ってもらっているというふうに私は考えます。

公共交通網の整備については早急な課題であり、その整備を心待ちにしている方も多くいらっしゃいます。執行部の皆様におかれましては、今後も継続して取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 質問の途中ですけど休憩してよろしいでしょうか。いいですか。それでは、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時 開議

○議長（上田 和夫君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

24番、清水議員の2項目の質問から再開をいたします。24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） それでは、続いての質問。ケア労働者の処遇改善について、お伺いいたします。

岸田政権は、昨年11月19日に閣議決定したコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、全額国庫負担で保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等の賃金を月額約9,000円引き上げることとしました。

今回、政府が医療・介護・保育・学童保育などで働く全ての労働者を視野に入れた賃金引上げに踏み切るのは、このコロナ禍の中で社会を支えるケア労働者の賃金があまりに低く抑えられていることが改めて浮き彫りとなり、賃上げを求める切実な要求と、長年の運動に突き動かされたものです。

政府はそれぞれ保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、そして放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を制定し、全国の自治体に活用を促しております。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。

この政府の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を受けて、事業を実施するためには事業所が申請をしなければなりません。本市における保育所等及び留守家庭児童クラブからの申請状況をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 清水議員のケア労働者の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

国の進めるケア労働者の処遇改善事業である保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事

業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業所及び放課後児童クラブにおける保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等の処遇の改善を図るための事業でございます。

この事業は、令和4年2月から9月の間、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げにより、収入を3%程度、月額にして9,000円程度引き上げ、その引上げを継続的に実施される施設に対して補助金を交付するものでございます。

令和4年10月以降につきましては、施設の運営費用に対して給付する施設型給付費等の見直しにより、収入の引上げが継続されるよう、同様の措置が講じられる予定となっております。

議員お尋ねの申請状況につきましては、去る3月2日の本会議において保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の補正予算の御承認をいただいたところであり、本市においては対象となる全ての民営施設に申請の御案内をしているところでございます。

また、放課後児童クラブについては、運営業務を1団体に委託しており、事業についての御説明をしております。

質の高い教育・保育の根幹となる保育士等が、一層、やりがいを持って働くことができるよう、処遇の改善を図ることで安定的な人材確保につなげることににおいても必要な事業となることから、しっかりと実施してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） ありがとうございます。

先ほど御答弁ありましたように、保育所等の申請状況は、現年度の予算委員会で御説明がございましたし、また補正予算においても特例事業の予算計上がございました。

しかしながら、留守家庭児童クラブからは申請がない、ということでございました。事実、補正予算においてもその賃上げについての予算は含まれておりませんでした。

留守家庭児童学級は、2020年新型コロナウイルス感染における最初の緊急事態宣言のときから、原則、開所を求められ、学校一斉休業のときには急遽午前中から子どもを受け入れるなど、保護者の就労を支えるために子どもの生活の場を保障してきました。このように、重要な役割を担っており、そして現在も感染対策を徹底しながら子どもの健康と命を守るために懸命な取組が続けられております。

そこで、再質問をさせていただきます。

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業について、申請がないのであれば、市が率先して申請するようにするべきではないでしょうか。留守家庭児童支援員の賃上げについて、今回、国の事業を活用せず、なぜ予算措置を行っていないのか、御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、直営で運営している学級と、運営を委託している学級がございます。運営を委託している1団体に対しましては、制度の概要及び事業の趣旨について事前に御説明をいたしました。今回は申請しない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 回答いただいているというふうには御答弁ありましたが、それは国の事業ですから、市のほうから、これはもう積極的に使うべきだというふうに本来言わなければいけないことなんではないかというふうに思います。

どうしてそこまで率先して言わなかったのか、ちょっともう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、運営を委託している1団体に対しましては、この事業の概要及び事業の趣旨について事前に御説明いたしましたところでございますが、今回は申請しないということで御回答いただいているところでございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 何だか、ちょっと釈然としないような、もやもやとした回答でございますが、同じような回答しか返って来ないのだろうというふうに考えております。分かりました。（笑声）

今回、国の事業としての保育士や放課後児童支援員の処遇改善に伴う市の姿勢についてお伺いいたしました。

しかし、今回の賃金の引上げ額は、例えば保育士等の賃金が全産業平均に比べて月額約7万円から8万円低いと言われており、現場の要求とは程遠いものがございます。今回は御見解をお伺いしませんでした。コロナ禍で自らの健康と生活をなげうって、感染するリスクを抱えながら、子どもの命と健康を守り、社会を支える役割を果たしている保育士

さんなどに対して、月額約9,000円の引上げで、果たして十分だと考えておられるのか。命を預かる社会的責任と労働に見合う水準へと抜本的な引上げが必要なのではないかという疑問を執行部の皆様に投げかけておきます。このことについて真剣に考えてほしいということを要望いたしまして、2点目の質問を終わらせていただきます。

続いての質問。市職員の政治参加についてお伺いいたします。

昨年12月に、10月の衆院選を巡り、山口県庁内で立候補者の後援会に入会するよう、立場を利用して部下を勧誘したという公職選挙法違反の疑いで、当時の副知事と山口市役所の幹部職員が書類送検されたという事件が起きました。このことは、まだ皆さんも記憶に新しいことかと思われまます。

このようなことは、決してあってはならないことですが、ここ、防府市役所でもあわや公職選挙法に抵触するかもしれないことが行われていたことは、御存じでしょうか。防府市職員労働組合——以下市職労と呼ばせていただきます、が発行しております2021年10月28日付、日刊「あさやけ」によりますと、昨年行われた衆議院総選挙の立候補者の一人が実施する個人演説会へ参加するよう、職場で動員がかけられていたとあります。もしも、このことが事実であれば、市役所という公務職場が組織・立場を利用して国政選挙の一候補者の応援を支持したことになり、公職選挙法第136条の2第2項公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に抵触することになります。

なお、一言申し上げておきますが、私は公務員の政治参加を否定しているわけではありません。職員が一個人として誰を応援し、選挙において誰に自分の一票を託すかは、個人の自由であり、日本国憲法第19条、思想信条の自由で保障されております。

しかしながら、組織や立場を利用して一候補者の応援を支持することは、この個人の自由や思想信条の自由を侵害することにもなりかねない事態であります。

そこで、質問をさせていただきます。市職労が発行する日刊「あさやけ」では、昨年の衆議院選挙の立候補者の一人が実施する個人演説会へ参加するよう、職場で動員がかけられたとありますが、実際のところはどうなのでしょう。本当にそのようなことが行われていたのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 清水議員の市職員の政治参加についての御質問にお答えいたします。

議員から確認のございました事柄につきましては、そのような事実はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） そのような事実はないとのことでした。これは当然のことです。このようなことが実際に行われていたとなれば、質問している私も困ります。（笑声）当然でございます。

しかしながら、市職労もこうして文章で残す以上、予想や憶測だけでこのような記事を書くということはしないと考えます。私も詳しくは知りませんが、恐らく何らかの裏づけや事実関係に基づいて記事を書かれていると思います。

特に、動員が必要と感じざるを得ない状況での情報提供だったことは間違いないと、記事に書いてあるのですが、ここまで言い切るのも、これも何らかの裏づけがあるのでしょうか。

それでは、次の質問をさせていただきます。

先ほど御紹介をいたしました2021年10月28日付日刊「あさやけ」によりますと、市職労は緊急の申入れを行ったと書いてあります。ここで質問なんですけど、この申入れを受けて、事実関係の調査を行ったのでしょうか、また行ったのであれば、いつ行ったのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

組合から動員に関する申入れはございましたが、それに係る事実がないことから、対応はしないことを組合にも説明しております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 申入れに対して対応はしていない。ですが、先ほどの御回答はそのような事実はないと。どういった事実関係、裏づけ、そのような調査もしないで、そのような事実はないと言い切れるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 申入れの際、るる組合のほうからお聞きしましたが、そのような事実はないということで答えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 特に事実関係の調査もせずに、そういった事実はないと。そういうことでよろしいですね。確認ですが、それでよろしいですか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 同じ答えになりますけど、事実関係がない限り、対応はし

ておりません。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） それでは、次の質問に移ります。

今、私の手元に1通のメールがございます。このメールのタイトルには「事務連絡」と書かれていて、先の衆議院総選挙で、ある候補者の決起集会の開催日時と開催場所が書かれております。日時、10月26日火曜日19時から、場所、防府市公会堂。このように書かれております。また、課によって何人以上といった参加人数を指定して、動員をかけているともとれる文章もあり、この参加の可否を職員が取っているということも分かります。さらに、このメールの送信者のところに、わざわざ内線番号が書かれております。

また、このメールは、例えば課長とか課長補佐以上といった、ある一定以上の役職の職員宛に送られております。ここには部長級以上の皆さんがいらっしゃいます。当然、このメールを受け取っていると思われまますので、二、三、お聞きしたいことがございます。

先ほど申し上げたことから、一個人が個人的に送ったメールだとは考えられません。このメールのそもそもの発信元はどこからなのか、何の目的で、誰の指示で、このようなメールが送信されたのか、御存じの方がいらっしゃいましたら御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） そのことに関しての事実関係は、私のほうは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 総務部長さんが承知をされていないといっても、実際、私の手元にあります。無から有は生まれません。誰かが何らかの形でこのメールを送信したのではないか、そういうふうに考えます。

次に、このメールの受信日の日付ですけれど、これは平日の昼間です。一職員が勤務中に個人的なパソコンやスマートフォンなどの媒体を使って送ったとは考えられません。このメールは、庁内のパソコンを使ってメールを送信されたのではないのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 同様の答えになりますが、そういう事実関係を私のほうは掌握しておりません。

以上でございます。



○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） まだまだ聞きたいことがあるんですけど、恐らく掌握しておりませんという回答しか返って来ないなという感じであります。

このメールについては、また今後、調査の必要性があるというふうに判断をいたしました。

最後に、大事なことなので、繰り返し申し上げますが、私は、公務員の政治参加を決して否定しているわけではありません。職員が一個人として誰を応援し、選挙において誰に自分の一票を託すかは個人の自由であり、日本国憲法第19条思想信条の自由で保障をされております。地方公務員法や公職選挙法でも政治活動の運営や企画に参加することや、組織や立場を利用して候補者の個人演説会や後援会入会といった活動を禁止しているだけで、個人的に話を聞きに行くことまでは否定をしております。むしろ憲法や法令を遵守する公務員だからこそ、政治情勢に関心を持ち、市民によりよいサービスを提供するために、選挙では誰に託すのか、貴重な一票を投じる必要があります。

今回、候補者の個人演説会のことについて申し上げましたが、その貴重な一票を投じるために判断をする材料として個人的に候補者の個人演説会を聞きに行くことは、間違いないと私は考えます。

ただ、私が言いたいのは、組織や立場を利用して一候補者の応援を支持することにより、個人の自由や思想信条の自由を侵害することは、あってはならない。そして、このようなメールが庁内を駆け回ることは絶対にあってはならないことだということを申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、24番、清水議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） 次は、14番、和田議員。

〔14番 和田 敏明君 登壇〕

○14番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。

まず、現在罪もない本当に貴い命が連日奪われ続けております。国のトップである以上、武力行使という愚かなことはやめていただいて、平和的に話し合いで解決することを強く申し上げて、質問に入らせていただきます。

今回タブレットを活用させていただいて、質問させていただきます。これも貴い税金で我々議員に配付していただいたものですので、できるだけ多くの場面で活用いたしたいと思います。

また、この質問の移し替えにちょっと私手間取ってしまって、先輩の男前の山田議員よ

り手ほどきいただいて、質問させていただきます。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして、まず1点目の佐波川右岸広域防災広場について質問させていただきます。佐波川の右岸側への防災機能を兼ね備えた多目的に運動ができる広場について、防災広場の在り方と進め方並びに周辺整備についてお尋ねいたします。

私は以前から佐波川の右岸側地域については、土砂災害や佐波川の堤防崩壊などが予想されますが、非常時の際に避難する公共施設が乏しく、災害リスクの高いこの地域には必要と思い、私が議員とさせていただいてから、約9年もの間行政に訴え続けてまいりました。

また、私と同じく佐波川の右岸側に居住されております三原議員も、地域からの多くの声を拾い上げ、これまで何度も訴えかけてこられました。御存じのとおり池田市長が就任された初会議でも一般質問を行いました。

この際に、市長より安全・安心、防災の観点からしっかり見なければいけないとの答弁がなされ、第5次防府市総合計画の重点プロジェクトの一つに、災害時の広域的な防災拠点となる防災広場を佐波川右岸地域に整備しますと記述されました。この記述を見た瞬間、私は心の中でガッツポーズいたしました。これは村木議員がホームランを打ったときと何ら変わるものではないというふうに思っております。

さて、令和3年の12月、佐波川右岸広域防災広場と称し、おおよその用地の選定場所や要件、スケジュール等が掲載された資料が提示され、議会への説明があり、令和4年1月から29日の間、用地選定等に関わると思われる玉祖地域の3か所で地元説明会を開催され、私も全て傍聴させていただきましたが、これまでの流れの中で幾つかの疑問点があります。勘違いのないように言っておきますが、佐波川の右岸側に防災広場ができることは、私自身が市民とお約束したことであり、ぜひ進めていきたいところでございます。

しかしながら、現在示されている候補地については、以前私なりに右田から玉祖の間で防災広場の用地選定をした際に、候補には上げたものの市内でも指折りの農用地であることから、早期実現は困難と思われた場所であります。

市長におかれましては、農業試験場を誘致され、これから農業の発展をと、当然考えておられると思います。そのような中、防災拠点になり得るほどの広大な農用地であれば、本来は何が何でも農地として保全し、農業を振興していかなければならないのではないのでしょうか。その辺りの整合性も気になるところであり、加えて県道の延長と併せての構想であることが示されました。

また、これだけ大きな施設を造ろうとしている本構想について、ほとんどの市民は知ら

ないのではないかと思います。ましてや地元住民に対しても関係自治会長以外は今回の説明会で初めて聞いた方がほとんどと思われます。市民のための施設ですので、市民に分かりやすく丁寧にお示しし、御意見や御提案をお聞きしていくことが重要です。

防災面だけでなく交通量の増加が見込まれることに対しての安全面や、生活圏を侵してしまうのでは等、様々な疑問点については、正式な基本構想が策定される前のこのタイミングで確認しておかないと、大きな変更はできなくなってしまいます。

そこで、お尋ねいたします。

1点目に、示された防災広場の位置から察するに、農用地エリアを広場に転用されると思います。これまで防災広場に要する面積は7ヘクタールと説明されておりますが、重要な農用地エリアにそれだけの面積が必要な根拠を教えてください。また、駐車場の広さはどのくらいを想定され、何台分の駐車が可能となるのでしょうか。

2点目に、防災広場の用途としては、災害時と平常時でそれぞれどのような使用方法となるのでしょうか。

3点目に、重点プロジェクトには消防署や山口県立総合医療センター、防災広場などの防災・医療拠点をつなぐ防災ネットワークを築きますとも記述されておりますが、山口県立総合医療センターについては、昨日、県議会の代表質問に対し、山口県知事が近隣へ建て替える方針を表明されました。

この関連で、市としての方針をお尋ねいたしますが、令和4年1月16日、江良自治会館での地元説明会での山口県立総合医療センターが防災広場に移転されるのではないかと住民からの質問に対し、県が決めることなので、今のところ分からないと回答されておりますが、佐波川右岸広域防災広場については、その他への転用はないということでお間違いないでしょうか。

4点目に、農用地の多面的な機能としては、多くの農産物を育むだけでなく、大雨の水を貯留するなどの防災機能、地下水の涵養や地盤沈下の緩和など水源涵養機能、地域の原風景、大気浄化や生態系の保全などの環境保全機能など多くの機能を保有しております。その中でも地元では特に広大な貯水機能の代替について心配されておりました。

行政の説明としては、必要な水路を設けて対応するとの回答がなされておりましたが、御存じのとおり四隅をあぜで囲まれた田んぼは、貯留した雨水をゆっくりと水路や河川に流出させるだけでなく、地下に浸透させる洪水防止機能を持っております。構想される場所を防災広場に転用した場合、雨水が一気に河川に流れ出すと思われませんが、本当に防災広場としての役割を果たせるのでしょうか。

5点目に、地元説明会で防災広場の設置場所が確認できるのはいつかとの問いに、3月

末から4月の初旬には、できれば県の道路と併せてお示ししたいと、市民の不安を取り除く大変よい回答をされたと思いますが、これは間違いなく履行されるのでしょうか。

この事業は本市にとって大事業であることから、今後どのような形で市民にお示しし、また地元住民の賛否についてはどのように対応されるのでしょうか。当然これからはしっかり議会に説明され、議員の声も反映させて進められると思いますが、場合によっては大きな変更なども考えられるところですが、現在示されておりますスケジュールはかなりタイトであり、市民や議会の声が本当に反映されるのか、とても心配されます。

については、今後のスケジュールはどのように進められるのか。以上、5点についてお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の佐波川右岸広域防災広場についての5点の御質問にお答えいたします。

私は、市民の安全・安心の確保のため災害に強いまちづくりを推進することは市政の最重要課題と考え、佐波川右岸に広域防災広場を整備することを総合計画の重点プロジェクトに位置づけております。

この防災広場については、一定の高さがあり災害の想定区域でないこと、アクセス性がよいこと、さらに十分な面積が確保できることから、大崎橋から県立総合医療センターまでの玉祖地区を候補地として選定いたしました。

また、防災広場の整備に当たり、広場へのアクセス道路を県が整備されることとなっております。

私としては、このプロジェクトを進める中で、周辺の道路やため池、農地などの周辺の整備を一体的に行い、玉祖地区だけでなく佐波川右岸地域全体の活性化につなげていきたいと考えております。

まず1点目の7ヘクタールの面積の根拠と駐車場の広さ、その台数についてです。

防災広場は、主に広域的な輸送拠点としての役割があり、応急仮設住宅の建設用地としての活用も想定しております。こうしたことから、先進地の事例や市内の防災拠点を参考に少なくとも7ヘクタールが必要と考えております。

また、駐車場の広さとその台数につきましては、広域の防災広場ということも踏まえ、災害時に対応できる台数が確保されるよう検討してまいります。

次に、2点目の災害時と平常時の使用方法についてです。

災害時においては、広域的な輸送拠点や応急仮設住宅の建設用地、避難場所などを想定

しております。一方、平常時においては地域の皆様がグラウンドゴルフなどを行うことができる運動広場、また市民の皆様の憩いの場となることを想定しております。

次に、3点目の防災広場のその他への転用についてのお尋ねでございました。私としましては、市民の安全・安心の確保のため、できるだけ早期に整備したいと考えており、また財源的に有利な国の財源を活用できます、令和7年度までの完成を目指して取り組んでまいります。新年度には用地買収にも入りたいと思っております。

次に、4点目の防災広場の整備による貯水機能の代替についてです。

これまで3回にわたり開催した地元説明会において、議員お示しの防災広場の整備による保水能力の低下を懸念しているとの御意見のほか、アクセス道路などの道路整備や周辺の土地利用に関して御意見をいただいたところでございます。

このような地域の皆様の御意見を踏まえ、今後の設計業務におきましては十分に調査を行い、地元の皆様の生活に支障を来さないよう万全を期してまいります。

最後に5点目のアクセス道路と合わせた地元説明と市民への周知や地元住民への対応、今後のスケジュールについてです。

令和7年度の完成を目指し、新年度から測量や設計、用地の取得を開始いたします。事業の進捗状況等につきましては、市広報やホームページなどを通じて市民の皆様に逐次お知らせしてまいります。

なお、地元の皆様に対しましては、事業の進捗の都度、御理解をいただけるよう御説明し、御意見・御要望もいただきながら進めてまいります。

また、必要に応じて、道路の関係がありますので、県とも一緒になって地元説明会を実施してまいりたいと考えております。

広域防災広場の整備は市民の安全・安心のために必要不可欠なものでございます。また、このプロジェクトを通じて、道路・農地などの整備も進め、玉祖地区の活性化、佐波川右岸地域全体の活性化につながるよう早期完成を目指し、しっかりと取り組んでまいります。市議会議員の皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど県と一緒に合わせてということで、ちょっと安心しました。どうしても話合いになったときに、あれは県だとか、これは市だとか回答が返ってくると、もうストレスがたまるだけで終わってしまいますので、その辺は一体となって進めていただけるということで安心いたしました。

少し、それでは再質問させていただきます。

4点目の回答が質問とちょっと合わなかった。聞き漏らしていたらすみません。もう一回お願いします。

すみません。私が言い間違えました。3点目だ。3点目の、要は佐波川右岸広域広場についてはそのほかの転用はないのかというところで、ちょっと聞き漏らしていたらすみません。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） もう一度その部分を答弁させていただきます。

防災広場のその他への転用についてのお尋ねですが、私としましては、市民の安全・安心の確保のため、できるだけ早く整備したいと考えておりました、有利な国の財源を活用できる期限が、令和7年度までとなっておりますので、それまでの完成を目指して、しっかりと取り組んでまいりますと答弁させていただきました。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 今、地元でもすごく心配されておりますのが、期待なのか心配なのか、ちょっと私も確認できておりませんので、総合医療センターの行先はどこになるのかなということが非常に地元の中で気になっておりました、当然地元の方々はその所で生活していくわけですから、位置が変われば当然道路状況とか交通状況が変わってしまいますが、その辺はまだちょっと分からないということですのでよろしいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 昨日の県議会で、知事のほうからセンターを近隣に全面的に建て替えるという、たしかあったと思ひまして、県において外部の委員による優秀な検討委員会で、今後検討されるというふうに伺っております。というか承知しております。ニュース等で。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 今後議会にも、先、先、提示していただけるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど答弁申し上げたように、その地区、自治区において、きちんと地元にもそうですし、市議会のほうにも報告させていただきます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） ありがとうございます。スケジュールについてなんですが、かなりタイトですよね。これからもし話し合いになって、ちょっと大きなものを変更しない

といけないというような意見がもし出たときに、それはいつ頃までだったら対応できるんですかね。ちょっとその辺をお伺いしておきます。議会の意見を当然反映してほしいし、地元の意見を当然取り入れてほしいと思っておりますので、お願いします。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） しっかりと地元の皆さんもだし、議会の皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。そうした中で財源の関係から、令和7年度には一定のめどをつけないとという縛りがありますので、その中でしっかりと対応させていただきたいと思えます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。そうですね。せっかくの大事業ですので、地元だけでなく、そこを通行される方、また外部からも来たくなるような、そういったものにしていただいて、第一には地元の皆様の安全等々を確保していただきたいというふうに思います。

今から運動広場はどう使っていくとかいうことは、また今から中身を精査していくところだろうと思えますので、この場では差し控えさせていただいて、よりよい防災公園となることを強くお願い申し上げまして、共にやっていきたいと思いますということを申し上げて、この質問は終わります。

それでは、2点目の市内全小・中学校の制服や校則等についてお尋ねいたします。

近年、全国の教育委員会あるいは各小・中学校において課題となっている、次の制服や校則の見直しや校外での名札の着用の在り方等についてお尋ねいたします。

まず、市内全小・中学校の制服や校則等についてのうち、全小学校及び全中学校の制服についてですが、結論から申し上げますと、制服の多様性、機能性、耐久性などを見直して、市内全小学校及び全中学校の制服を統一してはいかがでしょうか。

私が考える制服を統一する柱として、次の5点を挙げてみました。

1つ目に、多様性に配慮し、性別によって制服を強制されず選べるようにする。

2つ目に、動きやすさや耐久性など機能性を重視する。

3つ目に、現行の制服より価格を下げ、保護者の負担を少なくし、洗濯をしやすくする。この洗濯については、最近の制服は随分いいようなんですが。

4点目に、市内であれば転校にも対応できる。

5つ目に、着なくなった制服を広範囲で譲ることが容易となり、エコにつながる。

以上の5点です。

さて、軍服がルーツの男子学生服、はかまから始まった女子学生服も、セーラー服やブ

レザーへと時代とともに移り変わってまいりました。制服化された背景には、同じものを着るほうが平等とつながり、貧富の差を隠すといった意味でも期待されたようです。第二次世界大戦後、1960年代末から70年代初頭に学園紛争が勃発し、管理教育の象徴として制服が批判されたのをきっかけに、制服の廃止や自由化をする学校が出てきましたが、全廃には至らず、80年代後半になるとブレザー制服に替える学校が現れ、次第にデザイン性が多様化したことに伴い、制服の評価も好転して現在に至っております。

ここで、少し制服のメリットとデメリットを紹介してみます。

まずメリットとしては、一回限りの行事服を購入しなくて済む、毎日の洋服を選ばなくていい、見栄えがよい、経済格差が現れない、通学の衣類代の出費が少なくて済む、ルールを守ることを学ぶ機会があると。

次に、ちょっとデメリットとしては、成長に応じて購入する必要があり、不経済になる。

現在、リユース店がすごく人気で1つ紹介しますが、2015年香川県高松市でリユース店2店舗を展開し、番組紹介された学生服リユースショップが2021年には全国61店舗にまで広がっております。

それと、次に、制服は費用がかかるため、枚数を持っていないことから頻繁に洗えない、制服を汚さないようにと子どもの行動が束縛される、そして個性を出しづらい、その辺ではないでしょうか。

さて、ただ今紹介したメリット、デメリットにLGBTQの課題解決を加えて結論づけていきたいのですが、まず、制服の廃止はLGBTQの課題解決にはなるとは思いますが、保護者間でも賛否両論分かれて前に進まないと思われれます。

では、現在の制服ですが、動きづらく機能性には優れていないとの指摘もあり、縛りが厳しく多様性に優れていないと思われれます。比較してみると、やはり制服を見直し、統一することが最もメリットが大きく、デメリットと言え、制服が変わるタイミングでお下がりがかなわないなどで及ぼす経済的負担が生じるかもしれないということです。

近い将来には少子化による学校区の見直し等も考える必要が生じるでしょうから、これらのことを総合的に判断した場合、圧倒的に有効ではないのでしょうか。

また、体操服や水着についても同様と思いますが、教育委員会の御見解をお尋ねいたします。

2点目に、校外での名札の着用の在り方についてお尋ねいたします。

本件に関しては、名前や個人情報を特定されて事件に巻き込まれるケースが相次いでいることが、昨年12月に新聞記事に取り上げられたことから、すぐさま教育委員会に相談したところ、中でも驚いたのは、スマホで盗撮された画像をネット上の掲示板に掲載



された事例もあったそうです。また、このたびの質問をするに当たり、私なりに、知り合いの保護者つてに、現状の調査を行ったところ、防府市でもネット上で、子どもの本名をさらされるという事件が発覚しました。これを見て、自治会とか学校運営協議会、また来賓などで子どもたちの活動を撮影する機会の多い私は、自分のスマホとかLINE等での活動紹介を送ったことを1回見直してみました。幸い、子どもの名札が写っているものはなく、元々、顔については本人の許可なく送信することはありませんでしたので、安堵したところでした。果たして、皆さんいかがでしょうか。

さて、そもそも児童・生徒が名札を着用する必要とは何なのか。整理する意味も含めて、その理由についてお尋ねしたいと思います。

教育委員会からは、途中経過もいただきましたが、改めて、校外での名札の着用や、部活動の際に着用する名札の在り方について、現在、どのように児童や生徒たちを守るための対応をなされているのかお尋ねいたします。

3点目に、既存の校則の見直しについて。

直近では、令和3年6月8日、文部科学省より、各都道府県、市の教育委員会指導事務主管課等に対し、校則の見直し等に関する取組事例について事務連絡がなされたと思います。その背景としては、報道等において、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘がなされたことであろうかと思えます。

文部科学省としては、報道に対し、真摯に向き合う姿勢を示され、参考資料を提示し、各学校への周知を図られたと思えます。私なりに参考資料などを踏まえ、いろいろと調べる中で、校則を守るための重要な項目の一丁目一番地は、生徒たち自分たちで、自分たちに合った校則に見直し、自分たちで校則を定めることで、中身をきちんと把握して人から強要されることなく、自分たちで責任を持って守っていくことではないでしょうか。もちろん、義務教育上、放任は望ましくありませんので、教員のチェック等が必要であろうかと思えます。

さて、防府市教育委員会といたしましては、文部科学省より通達を受け、様々な取組をなされていると推察いたしますが、その内容や成果についてお尋ねいたします。

以上、大きい項目で3点についてお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の市内全小・中学校の制服や校則等についての御質問にお答えいたします。

私は学校が全ての児童・生徒にとって安全・安心な場所であることは重要であると認識しております。また、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、それに合わせて様々な見直しが必要であると考えております。

まず、1点目の全小学校及び全中学校の制服の統一についてです。

学校における制服の選定については、文部科学省の通知により、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であります。その選定や見直しを行う場合は、保護者等、学校関係者からの意見を聴取した上で、決定することが望ましいとされております。

制服は、各学校の歴史や伝統が反映されたものであるため、教育委員会としては統一することはせず、各学校において適切に判断すべき事柄であり、加えて、体操服や水泳着等についても同様であると考えております。

また、制服のジェンダーレス化については、LGBTQを考える機会の1つとして各学校で協議するよう、既に校長会等で話題に上げております。その結果、男女関係なく選択できる制服を選定することを決定した学校や、制服検討委員会を開催している学校など、ジェンダーレス化に向けて動いている学校があります。

また、体操服や水泳着も制服同様のジェンダーレス化に対応している学校もございます。

2点目の校外での名札の着用についてです。

制服の選定同様、校外における名札の着用については、校長の権限において判断すべき事柄であると考えております。議員御指摘のとおり、近年、名札による個人情報流出する事案が発生しており、校外での名札の着用については、各学校において、これまでも協議を重ねているところでございます。

現在、小・中学校28校のうち、校外で名札を着用している学校が20校、取り外す指導をしている学校が5校、名札を使用していない学校が2校、登下校中は名札を裏返し、名前が見えないようにしている学校が1校あります。

校外において名札を着用している理由は、事件、事故が起きたときにすぐに身元が判明しやすいこと、名札の破損や紛失を防ぐこと、低学年児童にとっては、名札の取り外しが難しいことが挙げられます。

その一方で、校外において名札を取り外すよう児童・生徒に指導している理由は、個人名が分かるものを身につけるのは児童・生徒の個人情報流出する可能性があるためです。校外の着用については、様々な意見があり、名札の着用を含めた個人情報の流出を防ぐ対応の在り方について協議を続けるよう、各学校に指示しているところでございます。

3点目の校則の見直しについてです。

校則は、校長の権限により決定するものでありますが、児童・生徒や地域の方々が話し

合う機会を設けることを通して児童・生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことが大切です。

議員、御案内のとおり、令和3年6月に文部科学省から学校や地域の実態に応じた校則の見直し等に取り組むよう通知がありました。このことを受け、教育委員会では各学校に対して、校則の見直しをするよう指示いたしました。全ての小・中学校が校則の見直しを行い、中には生徒も参加して校則の見直しを行った学校もございます。このことを通して、児童・生徒の主体性を培うことにつながったことは大きな成果であると考えております。これからも校則について考える機会を設けるよう、各小・中学校に対して働きかけてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

ちょっと制服については、統一に関して非常にちょっと後ろ向きな回答だなというふうに感じております。名札もそうなんです、校長の権限というのは分からなくもないです。今そういったことになっていると思いますが、しかし、教育委員会としては中立という立場があると思います。これって何なのかと言うと、やっぱり公平性をきちんと確立していかないといけないということが非常に重要であると私は感じております。その上で、ジェンダーレス化であったり、機能性とかそういったものを踏まえて、どんどん前に進めていく校長先生に当たった学校と、そうでない、歴史と重要性を重んじて、今、生徒たちが苦しんでいる姿に目を向けない学校と、同じ防府市内でありながら、ここに不平等が生まれているということに関しては、そこは教育委員会がしっかり正していかないといけないと思うんですが、まずその役割についてお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えいたします。

時代に応じて、そのときそのときで、こうした子どもたちの意見を聞きながら、そういった検討委員会を設けて、変えるであったり、また、そのままであったり、そういった話し合いを設けるのは大切だと思っておりますので、しっかり指導してまいります。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） もう話し合いも十分やってきたでしょう。前の議会でも言いましたが、特に、LGBTQに関しては、電通さんの調査においては、各学校に1人か2人はいるというような結果が出ています。その子たちが今、人知れず苦しんでいるというこ

とです。そのことについてすぐに取り組む、すぐに改善するというのに、なぜ至らないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

なぜすぐに取り組まないかというふうについては、話合いの中で、すぐにできること、できないこと、そうした話合いの結果としてのすぐに動かない部分だと思います。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 結構、前向きな部分も、LGBTQに関しては、前向きに検討されている部分も十分評価しておりますが、この制服というのは、まず、家から着て出て歩く、もうそこからですから、1番最初に触れるところであって、学生たちが最初の1歩を踏み出すところでありますから、ここをしっかりと、平等に改善してほしいんですが、このことに対して前向きな回答はいただけないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

先ほども、本答弁についてお答えしたとおり、制服は各学校の歴史や伝統が反映されたものであります。自分たちの学校は自分たちでつくるという当事者意識を子どもたちに育むことが重要であると考えております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 歴史や伝統が重要ではないと、大切ではないということを行っているわけじゃなくて、今、苦しんでいる子どもたちを救ってあげてくださいと言っているんです、それを平等にやると。制服の統一が、なぜそんなに歴史と伝統を重んじて苦しんでいる子どもたちを助けられない足かせになるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 苦しんでいる子どもたちへの対応については、それも踏まえて、学校のほうで話合いはされております。それと、先ほど言ったように、全校、全市統一になると、先ほど言った歴史と伝統があるということから教育委員会ではなく学校の判断ということでお答えしております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 先ほども言いましたが、校長先生の任期ってそんなに長くないですよ、まあ、場合によっては、ちょっと長いときもあるかもしれませんが、その所々でやってきた校長先生の方針でころころ変わるような制服が歴史と伝統で変わっていくわけですよ。今やっているところもあるんですよ、そういった校長先生は、ちゃんと生

徒たちを向いて前向きにやっておられるんですよね。もちろん、歴史と伝統を大事にされている校長先生もしっかりやっておられると思いますが、もっと今、通っている生徒たちに目を向けていただきたいことを申し上げます。あと平行線でしょうから、ちょっとここで次の名札についての再質問にさせていただきますが。

この名札については、ちょっと各学校で対応が違うようですが、私も調べたら防災時であったり、事件とか事故が起こったときには非常に助けやすい状況になるということは、私もいろいろの調べで分かっておりますが、それでは、なぜ各学校でこの対応が違うのでしょうか。じゃあ、取り外しを指導している学校であったり、そういうところは生徒が交通事故の際には……ごめんなさい、こっちから言わない方がいいや、すみません、ここでちょっと各学校でここも不平等が生まれていると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほど議員も言われましたように、事件が12月頃たくさん起きておって、私もすぐ調査をしてお伝えに行ったところですけど、その際に、今、名札をなぜ付けているか、それからなぜ外しているか、外している分については、個人情報流出があるということ、付けている部分の学校については、やはり緊急時に名前がすぐ分かりやすいとか、これも先ほど申しましたが、そのときそのときではなく、事件がもうずっと前から起きているんで、それを踏まえて学校で話し合いをしてきたけれど、学校の中で取り外す必要性というか、そういう話し合いまで出てこなかったという答えもありました。私が調査をするということは、どちらかと言えば、そういう見直しをすべきだということも踏まえて調査をしたわけですが、その中で、やはり学校の実情、今までの実情の中で今、現実がこうなっているということでございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 私も学校運営協議会等、参加させていただいておりますので、近隣では、私、玉祖小学校が担当になっておるんですが、そこはピンなんですよね。今、子どもたちは現在、そのまま付けて歩いて帰るという状況で、右田中学校については、左胸に縫い付けているというような状況で、これ教育長、幼稚園とか保育園では、今、ほとんど回転式の名札を取り扱っているらしいんです。これだったら低学年の子でも安易にできると思うんですが、その辺活用してはいかがでしょうか、提案です。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、御提案いただきました。今そのようにやっている学校も1校あります。それから、先ほどあったように、縫い付けであったり、あるいは取り外し

であったりということで、それぞれ制服とか名札の形状が違いますので、私どもで言えるのは、とにかく個人情報の流出を防ぐ対応の在り方について、各学校で協議するようという形で今、話をしているところでございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） せっかくいい物ができているわけだから、ぜひ活用していただきたいと思います。

今、華城小学校さんがそういう対応をされていると思います。いいことはどんどん取り入れていていただきたいと思います。

それと、もう1点、事故が起こったときや、例えば、災害発生時なんかは、そういった個人情報も時には必要になろうかと思えます。実は、私、みまもり隊をやっておりまして、子どもがけがをしたときに、学校にすぐ連絡して状況をお伝えしたら、すぐ対応していただいたんですが、学校から保護者というような形で対応していただいたんですが、むしろ、名札に学校の連絡先を書いておいてもらえるとありがたいなど、私はそういう協議会の委員であって、小学校の番号がスマホに入っておりますので、すぐ対応できましたが、そうでない方もおられると思いますので、ちょっとその辺、検討していただだけませんか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 貴重な御意見としていただきましたので、また校長会のほうにも伝えて検討してまいります。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） ありがとうございます。

それでは、最後の校則の見直しについてですが、各学校でもかなり真摯に向き合われて、かなり悩んでいることだと思います。私も運営協議会なんかで、いろいろ先生の話をおうと、やっぱり、なかなか校則が守れなくて、これが難しんだということをおっしゃられておりました。その中で、自分たちが、生徒たちが参加してやった学校もあると、そういった中で成果も生まれているというようなことも事例としてありますので、その辺については、生徒に自主性を持たすという意味でも生徒たちが校則をつくっていくということに関して、ちょっともう少し答弁が欲しいです。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほど申しましたように、校則の見直しについては各学校で全部の学校が取り組んでおって、その中で今、13校の学校は制服の見直しが行われております。その中で、何校かの学校では、子どもたちもその話し合いに入ったという形で、やはり、先ほども申しましたように、子どもたちが自分たちでつくった校則というのは、や

はり自分たちのものとして守ろうという意識がありますので、まずそういった事例を校長会等でしっかり広めて積極的にそういったことに取り組むようにという形のことを申しまいろうと思っております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） ありがとうございます。

そうですね、私なりにちょっといろいろ調べてみますと、これ相対性があるのか、ないのか、ちょっと本当のところは分からないんですが、よく言われておるのが、校則が厳し過ぎるといじめが多いということが挙げられております、幾つか事例が。やっぱり、家でもそうですけど、こうあんまり厳しくし過ぎると反発心のほうが強く生まれてくるんじゃないかと思えますんで、しっかりと生徒たち、先ほど来、午前中に牛見議員の質問でもありましたかね、やっぱり生徒たちの声に耳を傾けて、また、言いやすい環境をつくってあげて、よりよい学校生活が送れるようによろしく願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、14番、和田議員の質問を終わります。

---

○議長（上田 和夫君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 和夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決しました。

どうもお疲れさまでした。

午後2時 8分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月8日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 河 村 孝

防府市議会議員 田 中 健 次